

地震災害対策編

西目屋村地域防災計画

[地震災害対策編]

平成 2 7 年 3 月

西目屋村防災会議

目次

第1章 総則	1-1
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画の性格	1-1
第3節 計画の構成	1-1
第4節 各機関の実施責任	1-2
第5節 村及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	1-3
第6節 村の自然的・社会的条件	1-7
第7節 青森県の主な活断層	1-9
第8節 災害の記録	1-9
第9節 地震による被害想定	1-10
第10節 災害の想定	1-10
第2章 防災組織	2-1
第1節 西目屋村防災会議	2-1
第2節 西目屋村災害対策本部	2-2
第3節 動員計画	2-9
第3章 災害予防計画	3-1
第1節 調査研究	3-1
第2節 防災業務施設・設備等の整備	3-2
第3節 防災情報ネットワーク	3-10
第4節 自主防災組織等の確立〔総務課・弘前消防署目屋分署〕	3-11
第5節 防災教育及び防災思想の普及〔総務課・教育委員会〕	3-13
第6節 企業防災の促進〔総務課〕	3-15
第7節 防災訓練〔総務課〕	3-16
第8節 避難対策〔総務課〕	3-17
第9節 火災予防対策〔総務課・弘前消防署目屋分署〕	3-21
第10節 水害対策〔総務課・建設課〕	3-23
第11節 土砂災害対策〔総務課・建設課〕	3-24
第12節 建築物等対策〔建設課〕	3-25
第13節 災害時要援護者等安全確保対策〔住民課〕	3-26
第14節 防災ボランティア活動対策〔総務課・住民課・教育委員会〕	3-28
第15節 積雪期の地震災害対策〔建設課〕	3-29
第16節 文教対策〔教育委員会〕	3-30
第17節 警備対策〔総務課〕	3-32
第18節 交通施設対策	3-33
第19節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	3-34
第20節 危険物施設等対策〔弘前消防本部〕	3-39

第4章 災害応急対策計画	4-1
第1節 地震情報等の収集及び伝達	4-1
第2節 情報収集及び被害等報告	4-4
第3節 通信連絡	4-11
第4節 災害広報・情報提供	4-14
第5節 避難	4-16
第6節 消防	4-22
第7節 水防	4-23
第8節 救出	4-23
第9節 食料供給	4-25
第10節 給水	4-28
第11節 応急住宅供給	4-30
第12節 死体の搜索、処理、埋火葬	4-31
第13節 障害物除去	4-33
第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	4-35
第15節 医療、助産及び保健	4-36
第16節 被災動物対策	4-38
第17節 輸送対策	4-39
第18節 労務供給	4-41
第19節 防災ボランティア受入・支援対策	4-45
第20節 防疫	4-46
第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	4-49
第22節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	4-50
第23節 金融機関対策	4-51
第24節 文教対策	4-51
第25節 警備対策	4-54
第26節 交通対策	4-54
第27節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	4-55
第28節 石油燃料供給対策	4-58
第29節 危険物施設等災害応急対策	4-59
第30節 相互応援協定等に基づく広域応援協力	4-62
第31節 自衛隊災害派遣要請	4-64
第32節 県防災ヘリコプター運航要請	4-68
第5章 災害復旧対策計画	5-1
第1節 公共施設災害復旧事業	5-1
第2節 民生安定のための金融対策	5-3
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	5-3

第 1 章

総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、西目屋村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための村民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、西目屋村の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、風水害等防災計画は別編とする。

1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、西目屋村の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、西目屋村災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
3. 地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
4. 西目屋村及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施またはその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1. 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、西目屋村並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

2. 災害予防計画（第3章）

地震災害の発生による被害の拡大を未然に防止するため、西目屋村及び防災関係機関等の施策・措置等について定めるものである。

3．災害応急対策計画（第4章）

地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または災害被害の拡大を防止するため、西目屋村及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

4．災害復旧計画（第5章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、西目屋村及び防災関係機関等が講ずべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1．村

村は、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2．県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく村で処理することが不相当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3．指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに村の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4．指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、村その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平常時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 村及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

村及び村内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処理すべき事務または業務の大綱
西 目 屋 村	西目屋村	1. 防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 6. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及びボランティア活動に関すること 7. 災害時要援護者の安全確保に関すること。 8. 地震情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 9. 水防活動、消防活動に関すること 10. 災害に関する広報に関すること 11. 避難の勧告・指示に関すること 12. 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 13. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 14. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 15. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 16. その他災害対策に必要な措置に関すること
	西目屋村教育委員会	1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること
消 防 機 関	弘前地区消防事務 組合消防本部 弘前消防署目屋分署 西目屋村消防団	1. 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救助及び救急活動に関すること 3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること

機 関 名		処理すべき事務または業務の大綱
青 森 県	弘前警察署	1. 地震情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事 2. 災害時の警備に関する事 3. 災害広報に関する事 4. 被災者の救助、救出に関する事 5. 災害時の死体の検視に関する事 6. 災害時の交通規制に関する事 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関する事 8. 避難の勧告・指示に関する事 9. その他災害対策に必要な措置に関する事
	中南地域県民局 地域健康福祉部	1. 災害救助に関する事 2. 医療機関との連絡調整に関する事 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関する事 4. 防疫に関する事
	中南地域県民局 地域整備部	1. 公共土木施設（河川、道路、橋りょう、砂防、急傾斜地等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する事 2. 河川情報及び水防活動に関する事
	目屋ダム管理所	1. 目屋ダムの放流等に関する事
	中南地域県民局 地域農林水産部	1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧 地域農林水産部に関する事 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に 関する事
	中南教育事務所	1. 文教関係の災害情報の収集に関する事 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関する こと
指定 地方 行政 機関	津軽森林管理署	1. 森林、治山による災害防止に関する事 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に 関する こと 3. 山火事防止対策等に関する事 4. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

機 関 名		処理すべき事務または業務の大綱
指定地方行政機関	東北農政局青森地域センター弘前支所	1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2. 農地・農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6. 農地、農業用施設の災害復旧事業の査定に関すること 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	青森地方気象台	1. 気象、水象、地象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2. 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること 3. 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関すること 4. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関すること 5. 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること 6. 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
	東北地方整備局 青森河川工事事務所 津軽ダム工事事務所 弘前国道維持出張所	1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北総合通信局	1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること。 2. 非常通信訓練に関すること。 3. 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること。 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
	青森労働局 （弘前労働基準監督署） （ハローワーク弘前）	1. 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2. 事業所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること 3. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 4. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること

機 関 名		処理すべき事務または業務の大綱
指定地方行政機関	東京航空局 青森空港出張所	1. 航空機事故防止のための教育・訓練に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事 3. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事 4. 遭難航空機の捜索に関する事 5. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 6. 飛行場における事故の消火及び救助等に関する事 7. 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関する事 8. 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関する事
	陸上自衛隊	1. 災害時における人命及び財産保護のための救援に関する事 2. 災害時における応急復旧の支援に関する事
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本電信電話（株） 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ 東北青森支店	1. 気象警報の村への伝達に関する事 2. 「非常通話」、「緊急通話」または「非常電報」、「緊急電報」の公優先利用に関する事 3. 災害対策機器等による通信の確保に関する事 4. 電気通信設備の早期復旧に関する事 5. 災害時における特設公衆電話の設置に関する事
	目屋郵便局	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関する事
	日本赤十字社青森県支部	1. 災害時における医療対策に関する事 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事 3. 義援金品の募集及び配分に関する事
	東北電力株式会社 弘前営業所	1. 電力施設の整備及び管理に関する事 2. 災害時における電力供給の確保に関する事
	日本放送協会青森放送局 青森放送(株)弘前支社 (株)青森テレビ弘前支社 青森朝日放送(株) (株)エフエム青森	1. 放送施設の確保整備及び管理に関する事 2. 地震情報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事
	(社)青森県エルピーガス協会津軽支部	1. ガス供給施設の被害調査並びに応急対策及び復旧整備及び管理に関する事 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関する事
	弘前市医師会	1. 災害時における医療救護に関する事
	青森県トラック協会弘前支部 弘南バス(株) 日本通運(株)弘前支社	1. 輸送施設の整備及び管理に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関する事
	日本銀行青森支店	1. 災害時における通貨及び金融対策に関する事
	東日本高速道路（株） 東北支社青森管理事務所	1. 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関する事

機 関 名		処理すべき事務または業務の大綱
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	西目屋村商工会等商工業関係団体	1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の所等商工業関係団体協力に関すること 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること 3. 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	つがる弘前農業協同組合目屋支店	1. 農林業に係る被害調査に関すること。
	目屋土地改良区	2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 3. 被災組合員に対する融資またはあっせんに関すること。
	運輸業関係団体	1. 災害時における輸送等の協力に関すること。
	建設業関係団体	1. 災害時における応急復旧への協力に関すること。
	自主防災組織・婦人会・地区会等	1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること。 2. 災害応急対策に対する協力に関すること。
	放送機関	1. 放送施設の確保整備及び管理に関すること 2. 地震情報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	社会福祉施設経営者	1. 避難誘導施設、消火設備等の点検整備の実施に関すること 2. 従業員等に対する防災知識の普及及び避難教育、訓練等の実施に関すること 3. 災害時における入居者の保護に関すること
	金融機関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関すること
	危険物関係施設の管理者	1. 災害時における危険物の保安に関すること。
	多数の者が出入する事業所等	1. 避難施設、消火設備等の点検整備の実施に関すること。 2. 従業員等に対する防災知識の普及及び避難訓練等の実施に関すること。

第6節 村の自然的・社会的条件

1. 位置

本村は東経140度18分、北緯40度34分にあり、青森県津軽地方の南西部に位置している。西方は西津軽郡深浦町、鰺ヶ沢町に接し、南方は秋田県、東北は弘前市と境を接している。また、総面積は246.05km²で、東西に16km、南北に20kmの距離がある。

2. 地勢

(1) 地形及び地質

本村は、三方を山に囲まれた山峡の地にあり、総面積の9割以上が林野で占められている。南西部の白神山系には標高1083mの尾太岳を最高峰として、1000m前後の山々が連なっており、平野部は村のほぼ中央を流れる岩木川流域に限られている。

村の地質は2層に分かれており、岩木川を中心に北西を新生代第4紀層、南西は鉾石の比較的豊かな尾太層及び尾太岳層からなる新生代新第3紀層と推定されている。

(2) 河川及び湖沼

本村は、津軽一帯の水田を潤す主要水資源となっている岩木川の水源地域であり、居森平地区には洪水被害の軽減や水資源確保のための『目屋ダム』があり、現在その機能を大幅に向上させるため、『津軽ダム』を建設中である。

主要河川は第1級河川の岩木川であり、その支流として大秋川、平沢川、湯の沢川、大沢川、大川、暗門川が流れている。

(3) 道路

県道岩崎・西目屋・弘前線が岩木川に並行して村のほぼ中央を通り、県道西目屋二ツ井線が秋田県藤里町へとつながっているが、冬期間はいずれも白神山地方が閉鎖されるため、袋小路的状况を呈する。

3. 気象

本村は、標高1000メートル前後の山々に囲まれている山あいの村であるため、気温は低く日照時間は短い。夏は雨量が多く、冬は豪雪という日本海型気候を呈し、秋は早霜となり、11月から4月までの半年間は雪との戦いの日々が続く。

区分 年次	気温（℃）			年間降雨量 （mm）	最深積雪量 （cm）
	平均	最高	最低		
平成22年	10.6	34.4	-11.5	1,987	145
23年	9.8	34.6	-12.7	1,686	173
24年	9.6	34.9	-13.9	1,916	222

（目屋ダム管理事務所資料）

4. 人口及び世帯

平成22年国勢調査時で本村の総人口は1,594人、世帯数は570世帯であり、平成17年時と比較すると人口で3人減少、世帯数で101世帯増加となっている。

なお、村の区域別人口は次のとおりである。

	田代	杉ヶ沢	白沢	大秋	村市	藤川	居森平	砂子瀬	川原平	計
人口	850	85	82	166	265	53	86	2	5	1,594
世帯数	321	28	30	51	86	20	30	1	3	570

（平成22年国勢調査）

5. 土地利用状況

本村の総面積は24,605haである。そのうち農地は4,040ha（田2,100ha、畑1,940ha）、宅地71haとなっており、9割以上が林野で占められている。

（単位：ha・％）

総面積	農用地				宅地	山林	原野	その他
	田	畑	草地	計				
24,065	210	194	0	404	71	23,196	261	673
100.0	0.8	0.8	0.0	1.6	0.3	94.3	1.1	2.7

（平成22年度土地概要調査）

6. 産業及び産業構造の変化

本村の産業を就業人口からみると、平成 22 年国勢調査時では第 1 次産業が 26.2%、第二次産業が 30.6%、第三次産業が 43.1%となっており、米とリンゴを主産品とした農業が中心で、それに建設業が本村の主要産業となっている。

第一次産業は、昭和 40 年から昭和 55 年までの間に農業従事者が 53%減少しており、この間の著しい農業離れを物語っている。しかし、それ以降の減少傾向は緩やかなものとなっており、高齢者による零細的な専業農家の割合が増加している。

第二次産業は、尾太鉱山の閉山が就業構造の変化に大きな影響をもたらしている。昭和 45 年に 537 人であった鉱業従事者が昭和 50 年に 211 人まで減少、さらに尾太鉱山閉山（昭和 53 年）直後の昭和 55 年には 15 人まで減少している。なお、建設業は兼業農家の就労の場となっていることから主要産業として推移している。

第三次産業の就業者は横ばいであったが、平成 5 年 12 月に白神山地が世界自然遺産に登録されてから、観光拠点施設の整備による雇用の拡大が図られ増加の傾向をしめしている。

第 7 節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名称	分布状況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約 1 6 km にわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約 2 3 km にわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約 1 2 km にわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約 2 1 km にわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
入内断層	青森市入内付近から青森市沖館の海岸線付近にかけて約 1 5 km にわたって分布していることが認められている。
青森湾西断層	青森市新城天田内から蓬田村南西部にかけて約 1 6 km にわたって分布していることが認められている。

第 8 節 災害の記録

西目屋村の主な地震災害の状況は、次のとおりである。

発生年月日	災害の種類	被害の状況
昭和 5 8 年 5 月 2 6 日	地震	日本海中部地震 村道 2 ヶ所 被害額 50,000 千円 林道 1 ヶ所 被害額 3,000 千円

第9節 地震による被害想定

県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震対策の基礎資料として活用する。なお、条件設定が異なれば、被害の予測値等も異なることに留意する必要がある。

1. 青森県

	死者・負傷者数	建物全半壊数	津波第1波到達時間
想定太平洋側海溝型地震	4, 502人	68, 480棟	13分～36分
想定日本海側海溝型地震	394人	8, 813棟	10分～22分
想定内陸型地震	221人	6, 154棟	

第10節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、村における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震災害発生状況に加え、これを超える被害の発生をも勘案し、発生し得る地震災害を想定し、これを基礎とした。

第 2 章

防災組織

第2章 防 災 組 織

第1節 西目屋村防災会議

村の地域内に係る防災に関し、村の業務及び村区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

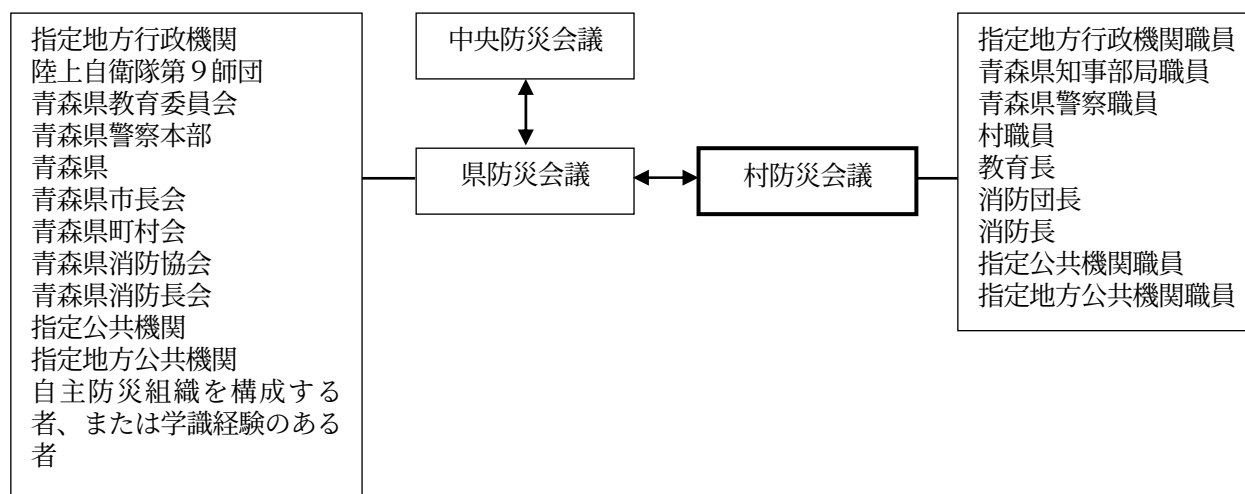
1. 組織

防災会議条例に基づく組織は、会長である村長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。

（防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 村教育長
- (6) 村消防団長及び弘前地区消防事務組合消防長
- (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- (9) その他村長が必要と認めた者

[村防災会議組織図]



2. 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

3. 所掌事務

西目屋村防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2節 西目屋村災害対策本部

村の地域内に災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、村長は、災害対策本部を設置し、村防災会議と緊密な連携のもとに災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、村災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1. 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置または廃止するものとする。

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ村長がほぼ全庁的対応が必要と認めるときに設置する。

ア. 災害が村内に広域にわたり発生し、または発生するおそれがあるとき

イ. 村内に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア. 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示するものとする。

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	対策調整班
本部員及び各班等	庁内放送・電話	対策調整班
知事	電話・無線	対策調整班
警察・消防	電話・無線・口頭	対策調整班
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話・口頭	対策調整班
報道機関等	電話、プレスリリース	広報広聴班
一般住民	報道機関、防災広報車、防災行政無線、ホームページ等	広報広聴班

イ. 災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準ずる。

2. 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

ア. 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

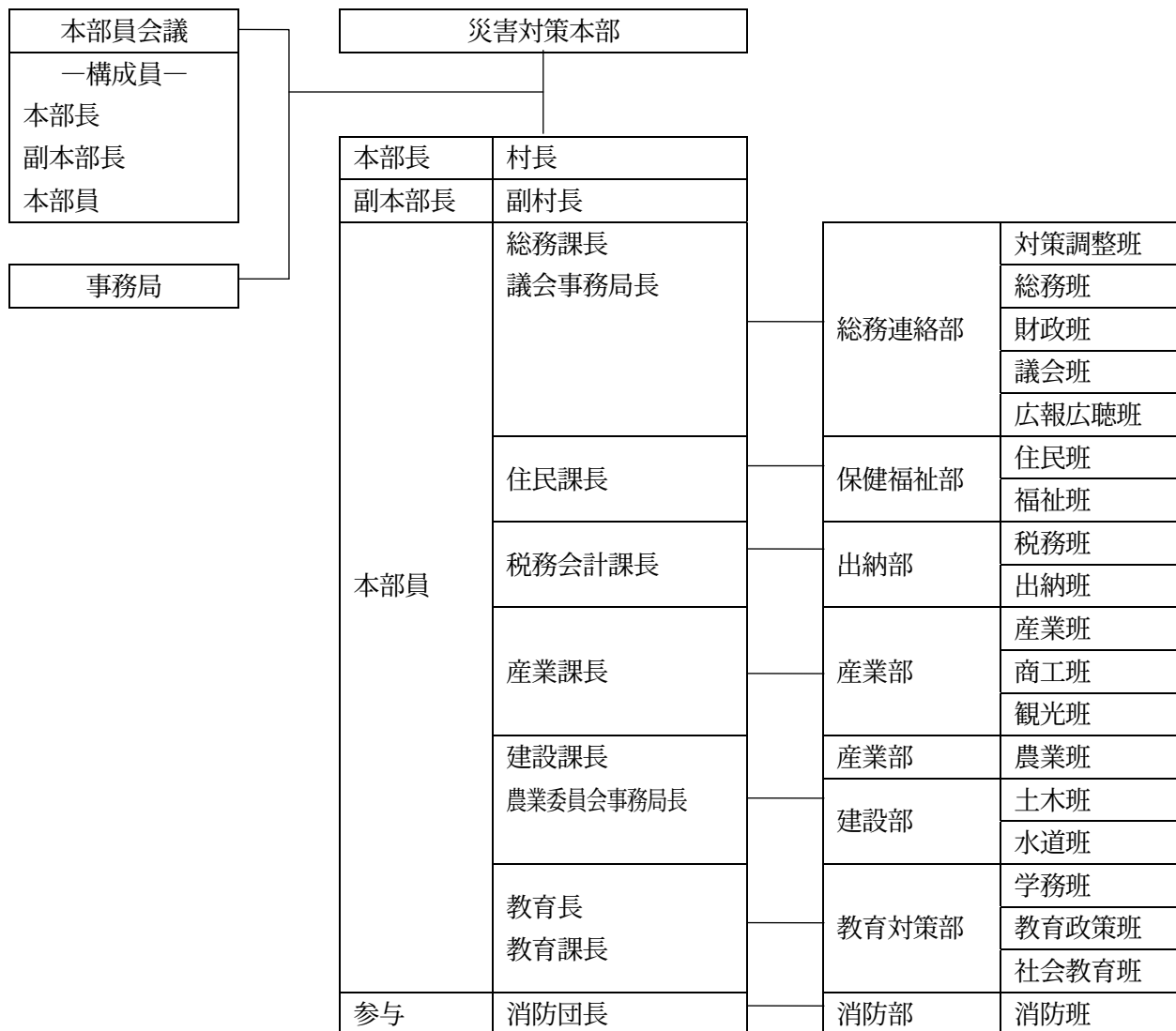
イ. 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び部に班を置き事務を処理する。

ウ. 災害対策本部に災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

エ. 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ. 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長または本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

〔災害対策本部組織機構図〕



(2) 災害対策本部班別業務及び弘前地区消防事務組合災害警備本部班別業務は次のとおりとする。

ア. 西目屋村災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名（班長）	分担事務	要員
総務連絡部	総務課長	対策調整班 （防災係長）	1. 災害対策本部の運営及び統括に関すること 2. 被害状況の把握及び報告に関すること 3. 地震情報等の総括に関すること 4. 防災会議に関すること 5. 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること 6. 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 7. 知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること 8. 自衛隊との連絡調整に関すること 9. 災害救助法関係の総括に関すること 10. 災害情報の総括に関すること 11. 災害関係の陳情に関すること 12. 運輸通信(鉄道・バス・船舶・電話・郵便)、電力、ガス関係の被害調査に関すること 13. 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関すること（給水等を除く） 14. 知事への応援要請に関すること（給水を除く）	総務課・議会事務局職員
		総務班 （総務係長）	1. 総務連絡部内の連絡調整に関すること 2. 庁舎及び支所の被害調査に関すること 3. 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること 4. 車両の確保及び配車に関すること 5. 本部長及び副本部長の秘書に関すること 6. 視察者及び見舞者の応接に関すること 7. 被害地の視察に関すること 8. 庁舎職員等避難者の整理誘導に関すること 9. 職員の非常招集及び配置に関すること 10. 応援職員の要請及び連絡調整に関すること 11. 住民相談所に関すること 12. 諸団体（自主防災組織・女性団体・地区・青年団等）への協力要請及びその動員に関すること	
		財政班 （財政係長）	1. 災害応急対策関係予算の措置に関すること 2. 食料品等の調達に関すること 3. 災害対策用物品、資機器材の調達に関すること 4. 村有財産の被害調査及び応急対策に関すること 5. 応急復旧工事の請負契約に関すること	
		議会班 （議会事務局長）	1. 議員との連絡に関すること	

部名	部長	班名（班長）	分担事務	要員
総務連絡部	総務課長	広報広聴班 （行政経営推進係長）	1. 災害の取材（写真を含む）に関する事 2. 災害の広報に関する事 3. 広聴活動に関する事 4. 災害現場等の案内所の設置運営に関する事	総務課職員
保健福祉部	住民課長	住民班 （住民係長）	1. 保健福祉部部内の連絡調整に関する事 2. 避難所の開設に関する事 3. 炊き出しその他食料の供給に関する事 4. 避難者の把握（立退先等）に関する事 5. 埋火葬の証明に関する事 6. 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関する事 7. 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関する事 8. 住宅の応急修理に必要な調査に関する事	住民課職員
		福祉班 （福祉係長）	1. 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関する事 3. 救援物品の受領及び保管並びに配分に関する事 4. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事 5. 救援金の配分計画及び配分に関する事 6. 死体の埋火葬に関する事 7. 災害時要援護者の安全確保対策に関する事 8. ボランティアの受入れに関する事 9. 医療機関の被害調査に関する事 10. 医療、助産及び保健に関する事 11. 避難所等における衛生保持に関する事 12. 防疫に関する事 13. 死体の処理（埋葬を除く）に関する事 14. 負傷者の把握に関する事 15. 医療救護班の編成に関する事 16. 医療救援隊との連絡調整に関する事 17. 医薬品、衛生材料の調達に関する事 18. 清掃施設の被害調査に関する事 19. 廃棄物の処理及び清掃に関する事	
出納部	税務会計課長	税務班 （税務係長）	1. 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関する事 2. 被災者名簿の作成に関する事 3. 被害届の受付及び罹災証明の発行に関する事 4. 災害に伴う村税等の減免措置に関する事	税務会計課職員
		出納班 （会計係長）	1. 救援金の受領及び保管に関する事。 2. 災害関係経費の経理に関する事。	

部名	部長	班名（班長）	分担事務	要員
産業部	産業課長	産業班 （産業係長）	1. 産業部内の連絡調整に関すること 2. 農業関係被害調査及び応急対策に関すること 3. 主要食料の確保及び応急供給に関すること 4. 生鮮食料品等の確保に関すること 5. 農業関係被災者への融資のあっせんに関すること 6. 農業関係の被害証明に関すること 7. 農地等の被害証明に関すること	産業課職員
		商工班 （商工係長）	1. 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること	
		観光班 （観光係長）	1. 観光施設等の安全対策に関すること 2. 燃料、雑貨等の確保に関すること 3. 公園施設及び街路樹の被害調査並びに応急対策に関すること	
	建設課長	農業班 （農業委員会事務局）	1. 農業委員との連絡に関すること	建設課・農業委員会事務局職員
建設部	建設課長	土木班 （建設係長）	1. 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること 3. 水防に関すること 4. 障害物の除去に関すること 5. 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること 6. 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資のあっせんに関すること 7. 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること 8. 村営住宅の被害調査に関すること 9. 林業関係被害調査及び応急対策に関すること 10. 林業関係被災者への融資のあっせんに関すること 11. 林業関係の被害証明に関すること 12. 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること	建設課・農業委員会事務局職員

部名	部長	班名（班長）	分担事務	要員
建設部		水道班 （水道係長）	1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 2. 断減水時の広報に関するこ と 3. 給水車の借上及び配車に関するこ と 4. 給水等に関する他市町村への応援要請及び連絡に 関するこ と 5. 給水活動に関するこ と 6. 水質検査に関するこ と	職員 建設課・農業委員会事務局
教育対策部	教育課長	学務班 （学務係長）	1. 教育対策部内の庶務及び連絡調整に関するこ と 2. 職員の非常招集及び配置に関するこ と 3. 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ）の調査 に関するこ と 4. 応急の教育に関するこ と 5. 学用品の調達、給与に関するこ と 6. 児童生徒等の保健及び環境衛生に関するこ と 7. 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 8. 学校給食の確保に関するこ と	教育委員会職員
		教育政策班 （教育政策係長）	1. 学校施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 2. 文教関係の被害記録に関するこ と	
		社会教育班 （社会教育係長）	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 2. 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 3. 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関 するこ と	
消防部	消防団長	消防班 （消防副団長）	1. 消防部内の連絡調整に関するこ と。 2. 消防団員の非常招集及び配置に関するこ と。 3. 災害の情報収集に関するこ と。 4. 消防施設の被害調査に関するこ と。 5. 消防及び水防活動、その他災害応急対策に関するこ と。 6. 避難の誘導、指示、勧告に関するこ と。 7. 障害物の除去に関するこ と。 8. 被災者の救出、援護、捜索に関するこ と。 9. 被害拡大防止に関するこ と。	消防団員

イ. 弘前地区消防事務組合災害警防本部班別業務分担

機関名	総括	班名（班長）	分担事務	要員
弘前地区消防事務組合	弘前地区消防事務組合消防長	総務班 （総務課長）	1. 村災害対策本部との連絡調整に関する事 2. 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事 3. 職員の非常招集及び配置に関する事 4. 関係機関への連絡及び相互応援に関する事 5. 緊急消防援助隊に関する事	弘前地区消防事務組合職員
		警防班 （警防課長）	1. 救助、救急活動に関する事 2. 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事	
		通信班 （通信指令課長）	1. 通信施設の保守に関する事 2. 通信の運用及び無線の統制に関する事 3. 消防隊の出動指令に関する事 4. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 5. 警報等の伝達に関する事	
		予防班 （予防課長）	1. 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事 2. 消防等の広報に関する事 3. 資機器材の調達に関する事 4. 写真記録に関する事 5. 罹災証明に関する事	
		消防班 （弘前消防署長）	1. 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事 2. 被災者の救出、救護及び捜索に関する事 3. 避難の勧告、指示及び誘導に関する事 4. 障害物の除去に関する事 5. 罹災証明に関する事	消防署員

3. 災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、村長は、災害対策連絡本部を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害対策連絡本部の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

(1) 災害対策連絡本部の設置

ア. 災害対策連絡本部は、次の基準に該当したときに設置する。

村内で、震度 5 弱、5 強を観測し、発表されたとき

イ. 災害対策連絡本部は、次の基準に該当し、かつ村長が必要と認めるときに設置する。

村内で震度 4 を観測し、発表され、大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき

第3節 動員計画

村の地域内において災害のが発生が予想されるときし、または災害による被害が発生したするおそれがある場合に、村は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1. 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
警戒配備 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	1. 村内で震度4を観測する地震が発生したとき 2. 村長が特にこの配備を指示したとき	1. 総務課は、地震情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2. 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	1. 関係課及び災害応急対策要員または災害警戒対策要員が対処する。 2. 休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員または災害警戒対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機する。
非常配備 全庁をあげて対処する態勢	1. 村内で震度5弱、5強を観測する地震が発生したとき 2. 村長が特にこの配備を指示したとき	1. 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2. 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1. 各課室及び各出先機関の災害応急対策要員が対処する。 2. 休日等の勤務時間外は、各課室及び各出先機関の災害応急対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機する。
	1. 村内で震度6弱、6強以上を観測する地震が発生したとき 2. 村長が特にこの配備を指示したとき	1. 災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1. 全職員が対処する。 2. 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁し対処する。

- (注) 1 「関係課」とは、村長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。
2 「災害応急対策要員」とは、各課長が災害応急対策にあたることとして指名した職員をいう。
3 「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策にあたることとして指名した職員をいう。

2. 職員の動員

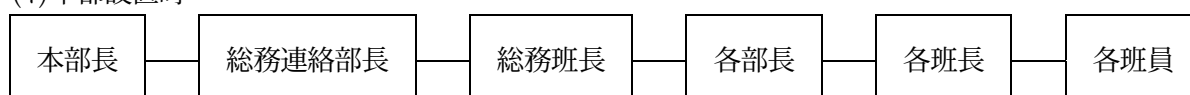
(1) 動員の方法

ア. 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づき、次の連絡系統により行うものとする。

(ア) 本部設置前



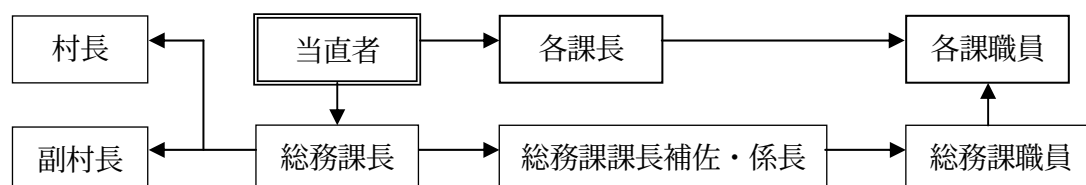
(イ) 本部設置時



- イ. 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
- ウ. 各部長は、部内各課（班）の応急対策に必要な職員が部内各課（班）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務連絡部長（総務課長）に応援職員の配置を求めることができる。
- エ. 総務連絡部長（総務課長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行うものとする。



(3) 勤務時間外における職員の心得

- ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、または災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに上司の指示を仰ぎ所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。
- イ. 職員は、出勤途上知り得た災害状況または災害情報を所属課長（班長）（または参集場所の指揮者）に報告する。

(4) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図ることとする。

(5) 複合災害対策

複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も考慮した図上訓練等を実施することとする。

第 3 章

災害予防計画

第3章 災 害 予 防 計 画

地震災害の発生による被害の拡大を未然に防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、「孤立集落をつくらない」という視点に立ち、災害時において迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図るソフト対策とともに、必要なインフラ整備を行うハード対策が一体となった取組である「防災公共」を推進する。

第1節 調査研究

地震災害は、様々な災害が同時に、広域的に多発するところに特徴があり、また社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。

こうした地震災害による被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連携を図り、地震に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、村の防災対策に資するものとする。

1. 調査研究内容【総務課】

(1) 地震に関する基礎的研究

村内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、地震観測を行うとともに、本県の地震の履歴を調査分析する。

- ア. 地盤・地質等に関する調査
- イ. 液状化対策としての浅部地盤データ収集とデータベース化
- ウ. 建築物・公共土木施設等の現況調査
- エ. 地震の履歴調査
- オ. 震度情報ネットワークによる地震の観測
- カ. 地震観測システムによる微小地震の観測

(2) 被害想定に関する調査研究

地震防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、地震に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

- ア. 建築物被害想定
- イ. 公共土木施設被害想定
- ウ. 地盤被害想定

(3) 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

- ア. 地区別防災カルテの作成
- イ. 防災マップの作成

(4) 防災公共推進計画の策定

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や避難場所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県と村が一体となって最適な避難路、避難場所を地域ごとに検証し、

現状に即した最も効果的な避難路、避難場所を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、村防災公共推進計画を策定する。

第2節 防災業務施設・設備等の整備

地震災害による被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、村、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1. 地震観測施設・設備等【総務課】

(1) 村及び防災関係機関は、観測に必要な施設、設備の整備点検や更新を実施し、地震観測体制の維持・強化を図る。

(2) 観測所及び観測点は、次のとおりである。

ア. 強震観測施設（文部科学省）

観測地点	名 称	所 在 地	備 考
AOM029	西目屋	田代字稲元145-1	

イ. 青森県震度情報ネットワークシステム（県防災消防課）

№	設置場所所在地	計測震度計等座標						備考
		北緯			東経			
		度	分	秒	度	分	秒	
25	田代字稲元145-1 西目屋中学校施設内	40	34	2	140	18	0	文部科学省活用

(3) 村は緊急地震速報の受信に必要な設備の設置、維持管理に努める。

2. 消防施設・設備等【総務課】

地震発生時における同時多発火災に対処できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽（飲料水兼用）等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備改善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害及び高層ビル火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

消防施設等の現況は、次のとおりである。

平成26年4月1日現在

区 分		消 防 団 員 数	消 防 ポ ン プ			計	消 火 栓	防 火 水 槽	計
			消 防 ポ ン プ 車	水 槽 付 消 防 車	小 型 動 力 ポ ン プ				
目 屋 分 署		人 12	台	台 1	台	台 1	基	基	基
西 目 屋 村 消 防 団	本 団	6							
	第1分団	25	1			1	9	27	36
	第2分団	19		1		1	25	34	59
	第3分団	15	1			1	7	17	24
計		77	2	2	0	4	41	78	119

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備5か年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、震災災害時における消防活動体制の整備確保に努める。

ア. 消防ポンプ自動車等整備計画（平成26年度～平成30年度）

区 分		区域名	人口	全体計画		
				消 防 ポ ン プ 車	水 槽 付 消 防 車	小 型 動 力 ポ ン プ
消 防 団 西 目 屋 村	第1分団	田代・杉ヶ沢	834	H30/1台		
	第2分団	村市・藤川・居森平・砂子瀬・川原平	408			
	第3分団	白沢・大秋	251			
計			1,493			

イ. 消防水利整備計画

区 分		現有数	年次計画					
			全体計画	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
消 火 栓	公 設	41	5	1	1	1	1	1
	私 設	1						
防火水槽	40m ³ 未満							
	40～100m ³ 未満	78	5	1	1	1	1	1
	100m ³ 以上							
その他の水利								
計		120	10	2	2	2	2	2

3. 通信設備等〔総務課〕

(1) 村及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集・伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（ＩＰ電話、文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、村防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を整備（戸別受信機を含む）する。また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア. 防災行政無線

(ア) 村防災行政無線（同報系）は、次のとおりである。

a. 親局 西目屋村役場

b. 遠隔制御局 弘前地区消防事務組合弘前消防署目屋分署・つがる弘前農業協同組合目屋支店

c. 屋外拡声子局 村内１６ヶ所

（同報系）

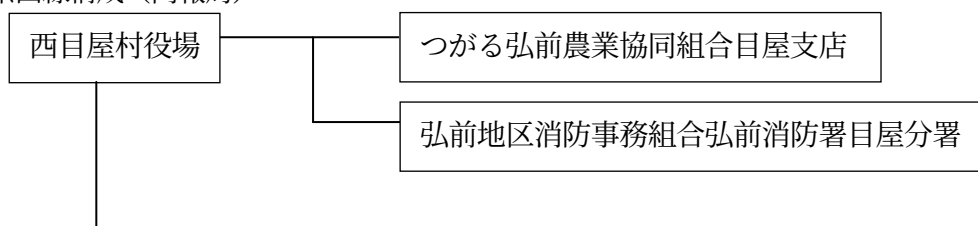
固定局

区分	名称	番号	設置場所	呼出名称
固定局	親局	0	西目屋村大字田代字稲元１４４ （西目屋村役場）	ぼうさい にしめやこうほう
	遠隔制御局	1	西目屋村大字田代字神田６９－１ （つがる弘前農業協同組合目屋支店）	つがるひろさき にしめやこうほう
		2	西目屋村大字田代字神田５６ （弘前地区消防事務組合弘前消防署目屋分署）	ぼうさい にしめやこうほう

子局

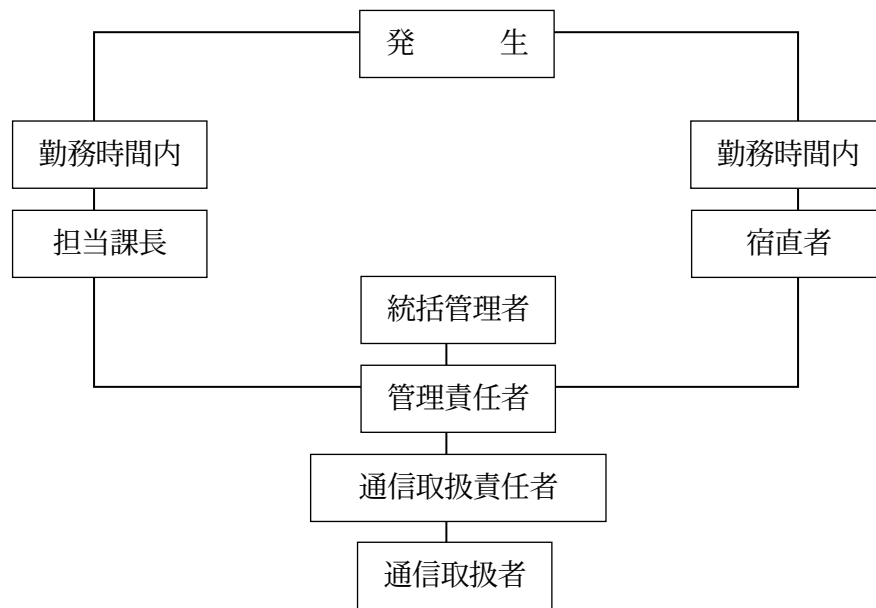
区分	番号	名称	設置場所
屋外拡声子局	1	白沢	西目屋村大字白沢字沢無平 3 4－2
	2	大白公民館	西目屋村大字大秋字開野 5 8－1 1
	3	下大秋	西目屋村大字大秋字鶴住 2－4
	4	中大秋	西目屋村大字大秋字鶴住 8 9－1
	5	上大秋	西目屋村大字大秋字都谷森 1 0 6－1
	6	杉ヶ沢	西目屋村大字杉ヶ沢字宮崎 5
	7	中田代	西目屋村大字田代字神田 3 0 3－4
	8	名坪平	西目屋村大字田代字名坪平 8 6
	9	長面	西目屋村大字田代字山科 9 2－4
	1 0	村元 1	西目屋村大字村市字村元 2 7 3－1
	1 1	村元 2	西目屋村大字村市字村元 6－2
	1 2	村市	西目屋村大字村市字稲葉 1 1 0－1
	1 3	川辺	西目屋村大字居森平字萩原 5 4－5
	1 4	藤川	西目屋村大字藤川字瀬の上 8 5－3
	1 5	居森平	西目屋村大字居森平字寒沢 6 3－2
	1 6	暗門	西目屋村大字川原平字大川添 4 1 7

固定系回線構成（同報局）



区分	番号	名称	設置場所
屋外拡声子局	1	白沢	西目屋村大字白沢字沢無平 3 4－2
	2	大白公民館	西目屋村大字大秋字開野 5 8－1 1
	3	下大秋	西目屋村大字大秋字鶴住 2－4
	4	中大秋	西目屋村大字大秋字鶴住 8 9－1
	5	上大秋	西目屋村大字大秋字都谷森 1 0 6－1
	6	杉ヶ沢	西目屋村大字杉ヶ沢字宮崎 5
	7	中田代	西目屋村大字田代字神田 3 0 3－4
	8	名坪平	西目屋村大字田代字名坪平 8 6
	9	長面	西目屋村大字田代字山科 9 2－4
	1 0	村元 1	西目屋村大字村市字村元 2 7 3－1
	1 1	村元 2	西目屋村大字村市字村元 6－2
	1 2	村市	西目屋村大字村市字稲葉 1 1 0－1
	1 3	川辺	西目屋村大字居森平字萩原 5 4－5
	1 4	藤川	西目屋村大字藤川字瀬の上 8 5－3
	1 5	居森平	西目屋村大字居森平字寒沢 6 3－2
	1 6	暗門	西目屋村大字川原平字大川添 4 1 7

災害発生時の連絡体制



イ．県防災情報ネットワーク

県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）と各市町村を接続しており、連絡の系統図は、次ページのとおりである。

ウ．消防無線

(7) 消防無線設備は、次のとおりである。

所属	局種別	呼出名称	設置場所 電話番号	MLの配置
弘前地区消防事務組合消防本部	F B	ひろさきしょうぼうにしめや	西目屋村大字田 代字神田56	
弘前地区消防事務組合弘前消防署 目屋分署	M L	めやきゅうきゅう1 めやこうほう1 めやたんく1 めやけいたい138 めやけいたい141 めやけいたい169 めやけいたい170 めやけいたい171		救急車 広報連絡車 水槽付ポンプ車 携帯

基 地 局…F B 陸上移動局…ML

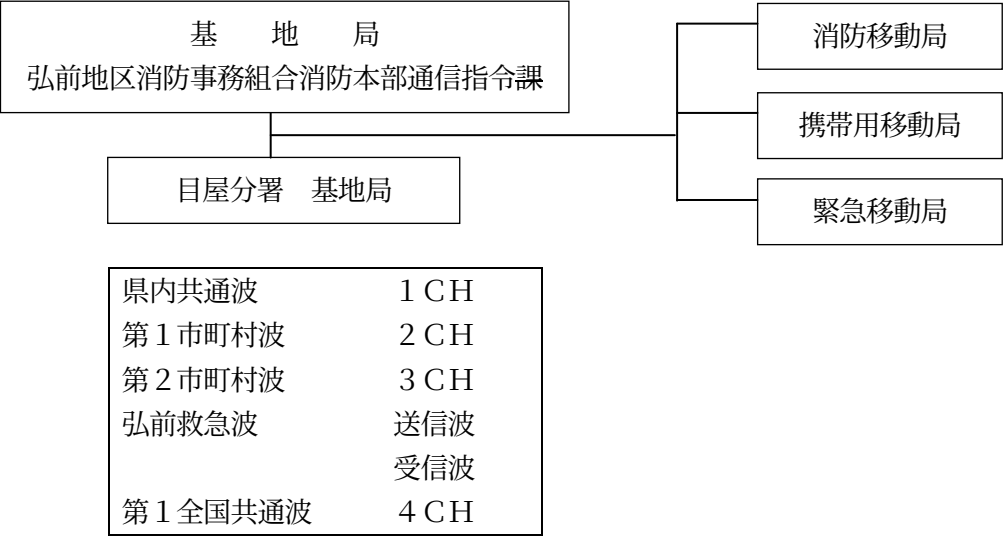
平成26年4月1日現在



※市町村局ではJ-ALERT受信可

	菅五	菅弘	菅就	菅十	菅八	菅六	菅
	所	内	内	和	内	内	
	川	前	局	内	戸	内	
	内						
	原		1				計
統制局							1
合同庁舎局	1	1		1	1	1	5
出先機関局	6	1	9	4	5	2	1
出先機関局 (少ふ局)	2	4	4	1	1	1	13
市町村局	7	7	5	9	9	5	42
消防本局	4	3	1	4	1	1	14
防災関係機関局			11				11
合 計	20	16	31	19	17	10	114

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



4．水防施設・設備等〔総務課〕

村及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

(1) 整備状況

水防倉庫の資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

倉庫名	所在地	規模	備蓄主要資器材数		管理責任者
防災倉庫 (旧田代保育園)	田代字稲元 199-1	コンクリートブロック造44㎡	麻袋	200袋	村長
			ツルハシ	2丁	
			スコップ	10丁	
			掛矢	3丁	
			木杭	100本	

(2) 整備計画

「青森県水防計画書」の示す水防管理団体の「水防倉庫の資機材備蓄基準」により、必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

5. 救助資機材等【総務課】

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

平成25年4月1日現在

区 分	一般救助器具							重要物排除用器具					切断用器具						
	かぎ付はしこ	三連はしこ	金属製折りたたみはしこ	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	河搬ウインチ	マット型充気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッダー	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	空気式大型油圧切断機
弘前消防署 目屋分署	1	1				1	1							1		1	2		
区 分	破壊用器具				測定用器具				呼吸保護用器具				隊員保護用器具						
	万能斧	ハンマー	削石機	ハンマドリル	複合型ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電スボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服
弘前消防署 目屋分署	3	1			1				4				2						
区 分	水難救護用器具								山岳救助 用器具		その他の救助用器具								
	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具		投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機			
									登山器具	バスケット型担架									
弘前消防署 目屋分署		4		1							1	2	5	1					

(2) 整備計画

資機材については、補充分を確保しつつ必要な資機材の整備に努めるものとする。

6. その他施設・設備等【建設課】

(1) 村は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備する。

ア. 整備状況

平成26年1月1日現在

区 分	トラック	パワーショベル	ショベルローダー	ロータリー
西目屋村	1	1	9	3

イ. 整備計画

村の所有していない重機等は計画的に整備するとともに、災害時の復旧には村の建設業者等から重機等の借入れができる体制を整える。

- (2) 村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア. 整備状況

所在地 西目屋村大字田代字稲元 1 4 4

倉庫名 役場倉庫

平成26年4月1日現在

資器材名	数量	資器材名	数量
スコップ	1 0 丁	鉄線	2 0 kg
掛矢	3 丁	小車（運搬用具）	2 台
ツルハシ	2 丁	ビニールシート	2 0 枚
鋸	3 丁	発電機	1 台
鎌	5 丁		
片手ハンマー	3 丁		
ペンチ	2 丁		
照明具	5 台		
給水タンク	2 台		
麻袋	2 0 0 袋		

イ. 整備計画

倉庫の備蓄資材を随時補充するとともに、有事の際は関係業者と連絡を取り資器材の確保に努める。

第3節 防災情報ネットワーク

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した防災情報ネットワーク及び総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1. 防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

ア. 端末局間の I P 電話

イ. 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

ア. 端末局間の文書データ伝送

イ. 総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2. 総合防災情報システムの運用活用

村は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用する。防災GISで管理する情報は次のとおりである。

ア. 被害情報、措置情報

イ. 避難所情報

ウ. 防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、村、防災関係機関で共有する。

ア. 総合防災情報システム端末の設置

県防災消防課、関係課及び災害対策本部等、村、防災関係機関に設置した総合防災情報システム端末（防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ. 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や避難所の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより県民に提供する。

3. 村の災害対策機能等の充実

村は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第4節 自主防災組織等の確立【総務課・弘前消防署目屋分署】

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、村は、地域住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1. 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在1団体が組織され、防災活動を実施している。

今後は、地域の実情に応じた地区防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

自主防災組織表

平成26年4月1日現在

№	防 災 組 織 名	所 在 地	隊 員 数	世 帯 数
1	西目屋村婦人防火クラブ	田代字稲元144	19	559

2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成、組織化は住民が自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなるリーダー育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。
- (4) 災害時には避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点となる施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第8条の2の5に基づく自衛消防組織、または消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4. 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で、かつ災害時要援護者に配慮した防災活動を次により行う。

- (1) 平常時の活動
 - ア. 情報の収集伝達体制の確立
 - イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
 - エ. 火気使用設備器具等の点検
 - オ. 防災用資機材の備蓄及び管理
 - カ. 災害時要援護者の把握

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 災害危険箇所等の巡視
- ウ. 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達
- エ. 救出救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施
- カ. 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

5. 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 火気使用設備器具等の点検
- エ. 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火の活動
- イ. 救出救護の実施及び協力
- ウ. その他

第5節 防災教育及び防災思想の普及【総務課・教育委員会】

地震災害による被害を最小限にくいとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を通じて防災意識の高揚を図るものとする。その際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育

村は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 地震災害についての一般的知識の習得
- (2) 緊急地震速報を受信した場合の適切な対応に関する知識の習得
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (4) 災害を体験した者との懇談会
- (5) 災害記録の文献紹介とその検討会

2. 住民に対する防災思想の普及

(1) 村は、地震による人的被害を軽減する方策としては、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

ア. 普及啓発方法

(ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間など関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。

(イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビまたは新聞で行う

(ウ) 防災に関するパンフレット・ポスター等を作成・配付する。また、ホームページを活用する。

(エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ. 普及内容

(ア) 基礎的な地震災害に関すること

(イ) 住民のとりべき措置に関すること

a. 家庭においてとるべき次の措置

(平常時)

- ・家庭における各自の役割分担
- ・災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
- ・家具等重量物の転倒防止
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・3日分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
- ・避難場所、避難路の確認
- ・避難所における心得
- ・家庭内における地震発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ、ラジオ、インターネット、村役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を受信した場合の適切な対応
- ・自動車や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・炊き出しや救助物資の配分への協力
- ・その他

b. 職場においてとるべき次の措置

(平常時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ロッカー等重量物の転倒防止
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ、ラジオ、インターネット、村役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を受信した場合の適切な対応
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・職場同士の相互協力
- ・その他

(2) 村が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) ハザードマップ等の作成

村は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講ずる。

ア. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等に含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

イ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

ウ. 地震防災マップを作成し、住民等に配布する。

エ. 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

3. 災害教訓の伝承

村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第6節 企業防災の促進【総務課】

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、企業防災に向けた取組に努める。

1. 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

村は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

2. 防災意識の高揚

村は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

3. 防災訓練等への参加

村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第7節 防災訓練〔総務課〕

地震災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1. 総合防災訓練の実施

村は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、大規模地震を想定した防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び災害時要援護者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

また、訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れるよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

(1) 地震発生後の災害応急対策の実施を内容に盛り込んだ訓練を年1回以上実施するよう努める。

(2) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 災害広報訓練
- イ. 通信訓練
- ウ. 情報収集伝達訓練
- エ. 災害対策本部設置・運営訓練
- オ. 交通規制訓練
- カ. 避難・避難誘導訓練
- キ. 消火訓練
- ク. 土砂災害防御訓練
- ケ. 救助・救出訓練
- コ. 救急・救護訓練
- サ. 応急復旧訓練
- シ. 給水・炊き出し訓練

- ス. 隣接市町村等との連携訓練
- セ. 避難所開設・運営訓練
- ソ. 災害時要援護者の安全確保訓練
- タ. ボランティアの受入れ・活動訓練
- チ. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2. 個別防災訓練の実施

村は、災害時において各機関が処理すべき事務または業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常召招集訓練
- (4) 災害対策本部設置等・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (11) 避難所開設・運営訓練
- (12) 給水・炊き出し訓練
- (13) その他村独自の訓練

3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、村の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、村は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第8節 避難対策【総務課】

地震災害時において住家を失った住民及び地震災害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害危険箇所周辺の住民を保護するため、避難所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な避難所及び避難路を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難所及び避難路を確保する。

1. 避難所の選定

村は、大規模地震が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難所を選定する。なお、避難所の選定に当たり、避難後においても孤立せず、さらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

(1) 避難所の選定

- ア. 避難者1人当たりの必要面積を概おおむね2㎡以上とする。
- イ. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。
- ウ. 大規模ながけくずれ、浸水などの危険のないところにする。
- エ. 土砂災害警戒区域等からはずれたところとする。
- オ. 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。
- カ. 社会福祉施設との協議等により災害時要援護者に配慮した避難場所を確保するとともに、旅館等の借り上げによる多様な避難所を確保する。

(2) 地震火災に対する避難場所の選定

- 大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから、地震火災に対する避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。
- ア. 大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地を選定する。
 - イ. 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。
 - ウ. 状況に応じて、他の避難場所に移動が可能なところとする。

(3) 道路盛土等の活用

避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(4) 臨時ヘリポートの確保

避難所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

(5) 避難所の事前指定等

ア. 避難所等は、次のとおりである。

(7) 学校、公共施設等

収容地区		避難 誘導員	番号 施設名	所在地	収容可能 人 員	管理者職 氏名 電話番号	施設の構 造、面積 (㎡)	給水・炊飯 設備の有無	
地区名	地区 人口							給水	炊飯
田代	747	地区会長	1.西目屋中学校 体育館	田代字 稲元121-1	739	村長 85-2260	鉄骨 1,478	有	無
			2.中央公民館	田代字 稲元143	1,637	村長 85-2858	鉄骨 3,275	有	有
杉ヶ沢	87	地区会長	3.杉ヶ沢地区 研修センター	杉ヶ沢字 宮崎5	95	村長	木造 190	有	有
白沢	82	地区会長	4.大白公民館	大秋字 開野58-11	218	村長 85-2374	木造 437	有	有
大秋	169	地区会長							
村市	261	地区会長	5.村市いこいの 館	村市字 稲葉213-1	193	村長 85-2375	木造 387	有	有
藤川	53	地区会長	6.藤川集会所	藤川字 瀬ノ上85-3	70	村長	木造 140	有	有
居森平	90	地区会長	7.津軽ダム工事 事務所監督員 詰所	居森平字 寒沢	45	津軽ダム 工事事務 所長 85-3032	プレハブ 180	有	有

居森平地区については、円滑な避難が可能となるよう、具体的な避難方法の手順等を策定しておく。

(イ) グラウンド

施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能人員	備考
8.西目屋小学校グラウンド	田代字稲元196	18,943	4,735	

イ. 災害の状況により、上記の避難所のみで足りない場合または、村区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難場所の提供の要請または県有施設や民間施設等の使用措置を講ずる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

2. 避難場所の整備

避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮、空調、洋式トイレなど災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

3. 避難所標識の設置等

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。

4. 避難路の選定・整備

避難路の選定は、市街地の状況に応じて、住民が徒歩で確実かつ安全に避難所等へ避難できるよう次の事項に留意して避難路・避難階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、避難所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、弘前警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車の避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

- (1) 避難路は、おおむね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないものとする。
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。
- (3) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 浸水等の危険のない道路とする。

5. 避難路及び避難所周辺の交通規制

地震波災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、弘前警察署、中南地域県民局地域整備部と協力し、避難路及び避難所周辺の駐車場規制等の交通規制を実施する。

6. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

7. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

地域住民に対して、避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア. 避難所の名称
- イ. 避難所の所在位置
- ウ. 避難地区分け
- エ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の心得
- ウ. 避難後の心得

8. 避難計画の策定

村は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

- (1) 避難の勧告または指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象人口及び災害時要援護者の状況

- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 災害時要援護者の適切な避難誘導體制
- (5) 避難所における災害時要援護者のための施設・設備の整備
- (6) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア. 給水措置
 - イ. 給食措置
 - ウ. 毛布、寝具等の支給措置
 - エ. 被服、生活必需品の支給措置
 - オ. 負傷者に対する応急救護措置
 - カ. その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備
- (7) 避難所の管理に関する事項
 - ア. 避難収容中の秩序保持
 - イ. 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ. 避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - エ. 避難者に対する各種相談業務の実施
 - オ. その他必要な事項
- (8) 災害時における広報

9. 広域一時滞在に係る手順等の策定

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

第9節 火災予防対策【総務課・弘前消防署目屋分署】

地震発生時の火災の同時多発等による被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。建築物の防火対策の推進、防火思想の普及と及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

1. 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても村は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては、改善の指導・勧告を行い、悪質なものは改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に村火災予防条例等の周知徹底を図る。

2. 防火思想の普及

(1) 一般家庭等に対する指導

ア. 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、地震による火災発生防止として対震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ. 消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室・、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア. 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、婦人（女性）防火クラブを育成指導する。

イ. 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ. 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3. 消防体制の充実強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の整備、充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備、充実を図る。

なお、大地震発生時における消火栓の使用不能等に対処するため、木造家屋密集地、避難場所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用等、消防水利の多様化を図る。

また、地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保等に努めるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流文化教養研修活動を実施するなど、その活動の活性化を図る。

第10節 水害対策〔総務課・建設課〕

地震に起因する水害を防止し、または被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備を図るものとする。

1. 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山対策事業
- (2) 砂防対策事業
- (3) 河川防災対策事業
- (4) 農地防災対策事業
- (5) 危険地域からの集団移転促進事業

2. 河川の維持管理

- (1) 河川巡視の実施

河川巡視員並びに河川、砂防管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

- (2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、または被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講ずる。

ア. 構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講ずる。

イ. 維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

- (ア) 洪水を調節する施設

- (イ) 洪水を分量させる施設

- (ウ) 治水上特に重要な内水排除施設または高潮等の防止若しくは流水調節施設

- (3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

ア. 流水及び河川区域内の土地の占用

イ. 河川区域内の土石の採取または掘削、工作物の構築等

ウ. 河川における竹木等の流送

3. 水防資器機材の整備

水防管理団体は、水防倉庫を設置するとともに、資機材を備蓄しておく。

なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。

4. 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

5. 浸水想定区域等

- (1) 村は、国土交通大臣または県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 村は、浸水想定区域に主として災害時要援護者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 村は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

第11節 土砂災害対策【総務課・建設課】

地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握土砂災害警戒情報等の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

1. 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山対策事業
- (2) 砂防対策事業
- (3) 農地防災対策事業

2. 土砂災害危険箇所の把握及び住民に対する等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての啓発を図る。

3. 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の収集

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流または河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、村は、当該情報に基づいて適切に避難勧告等の判断を行う。

4. 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう中南地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設または工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削または盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下または地引による搬出
- (6) 土石の採取または集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

5. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

村は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

第12節 建築物等対策【建設課】

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、または被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

1. 公共建築物等災害予防

防災拠点となる役場・病院、避難所となる学校・体育館・公民館、火葬場、公営住宅等の耐震診断性調査及び耐震改修について、数値目標を設定するなど計画的な実施に努めるほか、不特定多数の人が出入りする劇場、百貨店、社会福祉施設等の耐震性調査及び耐震改修について、民間建築団体等を指導する。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

2. 一般建築物等災害予防

(1) 一般建築物の耐震性確保

村は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、また、民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、地震時の建築物の被害を防止・軽減するため、村耐震改修促進計画を策定し、昭和56年5月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断・耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施するとともに、特に住宅の耐震診断に対する補助を行うなど、耐震診断・耐震改修の促進のための措置を講ずる。

(2) 窓ガラス、看板及び天井等対策

村は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。特に、通学路及び避難場所周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策を講ずるものとする。

(3) ブロック塀、石塀等対策

村は県と連携して、道路沿い等に設置または改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとするよう指導する。

また、通学道路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されている既存のブロック塀等については、その実態を把握するとともに、危険性のあるものについては改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導する。

(4) 家具等転倒防止対策

住民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策方法等についてわかりやすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

(5) エレベーターの地震防災対策

上記1の公共建築物等災害予防におけるエレベーターの地震防災対策による。

3. コンピュータシステム等災害予防

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取り組みを促進する。

第13節 災害時要援護者等安全確保対策【住民課】

災害に備えて、地域住民の中でも特に災害時要援護者を保護するため、災害時要援護者関連施設の安全性の確保、災害時要援護者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 災害時要援護者関連施設の安全性の確保

(1) 災害時要援護者関連施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

- (2) 災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

2. 災害時要援護者の支援体制の整備等

- (1) 村は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する災害時要援護者（災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他災害時要援護者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿を作成するものとする。
- (2) (1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。
- ア. 氏名
 - イ. 生年月日
 - ウ. 性別
 - エ. 住所または居所
 - オ. 電話番号その他の連絡先
 - カ. 避難支援等を必要とする理由
 - キ. その他避難支援等の実施に関して村長が必要と認める事項
- (3) (1)の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。
- ア. 名簿に記載する者の範囲は、西目屋村災害時要援護者避難支援全体計画に定めた者とする。
 - イ. 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりとする。
 - 氏名、生年月日、性別、住所または居所：住民基本台帳
 - 電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする理由：村職員による訪問調査
- (4) (1)の名簿を作成するにあたり、村長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた災害時要援護者に係る(1)の名簿を関係機関に提供するものとする。この際、村長は、名簿を提供する関係機関に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。
- (5) 村は、災害時要援護者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。
- (6) 村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練時の機会に住民に対して災害時要援護者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。
- (7) 村等防災関係機関は、災害時の災害時要援護者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

3. 災害時要援護者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等

- (1) 村等防災関係機関及び災害時要援護者関連施設管理者は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握と共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導体制を整備しておく。
- (2) 村等防災関係機関は、災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備しておく。
- (3) 村等防災関係機関は、被災した災害時要援護者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

4．応急仮設住宅供給における配慮

村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等災害時要援護者に配慮した計画を定めておく。

5．連絡体制等の整備

災害時要援護者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、災害時要援護者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

6．防災訓練における災害時要援護者への配慮

防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第14節 防災ボランティア活動対策【総務課・住民課・教育委員会】

地震災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1．関係機関の連携・協力

村は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力を努める。

特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

2．防災ボランティアの育成

村及び村教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部西目屋村分区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3．防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、村、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4．防災訓練等への参加

県及び村は、県教育委員会及び村教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部への防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、村、村社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

5. ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平常時から県、県教育委員会、村及び村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体またはボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

6. 防災ボランティアの受入体制の整備

県、村等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう、ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付・調整方法、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等、平常時から受入体制の整備を図る。

第15節 積雪期の地震災害対策【建設課】

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の避難場所、避難路の確保を図るものとする。

1. 総合的な雪害対策の推進

積雪期の地震災害の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「青森県地域防災計画（風水害編等災害対策編）」による雪害予防対策について各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的に実施する。

2. 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

ア. 除雪体制の確立

(ア) 一般国道・県道・村道及び高速自動車国道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。

イ. 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

(イ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の整備を促進する。

(2) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、次により航空輸送の確保を図る。

ア．基幹空港の除雪体制の整備

県は、除雪機械の整備等空港の除雪体制を整備する。

イ．緊急物資の受取り場所の確保

村は、孤立が予想される集落における航空輸送による緊急物資の受取り場所の確保を図る。

3．家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。

4．積雪期の避難場所、避難路の確保

市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪設備等の面的整備を促進して、おおむね次のような避難場所・避難路の確保等を図る。

(1) 避難場所の確保

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難場所を指定する。

(2) 避難路の確保

ア．積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ．小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ．機械による除排雪が困難な地域や冬期交通のあい路となる箇所における消融雪施設等の整備

(3) 避難誘導標識の設置

住民が安全に避難場所に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第16節 文教対策〔教育委員会〕

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体を安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1．防災組織体制の整備

地震災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等の組織体制を整備しておく。地震災害発生時には、危機管理責任者（校長等）を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を図る。

2．防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として地震の発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事における安全指導を中心に、児童生徒等の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科をととして、地震災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等において、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を地震災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、村が行う防災訓練への参加等、体験をととした防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

学校での防災教育の充実を図るための指導方法、地震災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、地震災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる職員は地震災害時を想定し、迅速な行動がとれるようにしておく。

3. 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じ計画を修正する。

4. 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア. 通学路については、弘前警察署、中南地域県民局地域整備部、消防機関及び地元関係者と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ. 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ. 地震災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ. 児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

ア. 地震災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ. 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5. 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講ずる。

6. 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を地震災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

地震災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、地震災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8. 文化財の災害予防

村内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される地震災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者または管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たり、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定または委託を受けた県教育委員会及び村教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

第17節 警備対策【総務課】

弘前警察署長は、地震災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1. 措置内容

弘前警察署長は、災害の発生に備えて、村及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難場所、避難誘導経路及び避難場所の収容能力等を把握する。

(2) 災害警備訓練

災害警備に関して警察職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

地域の実情を踏まえ、各種の地震災害時を想定した災害警備計画の策定を行い、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制の確立に努めする。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄するとともに、点検整備をする。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、地震災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、地震災害時の混乱を未然に防止する。

第18節 交通施設対策

交通施設の地震による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害となることから、ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化、安全性の確保等に努めるものとする。

1. 道路・橋梁防災対策【建設課】

道路管理者は、震災時において道路交通避難路・緊急輸送ルート確保を早期にかつ確実に図るため、村道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

ア. 道路法面、盛土崩落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土崩落危険調査を実施する。

イ. 道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査、工事を実施する。

ア. 橋梁耐震レベルの把握

構造の改善補強工事等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。

イ. 橋梁の耐震補強の工事

上記アの確認に基づき、補強工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

ウ. 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、耐震構造とする。

(3) 横断歩道橋の整備

災害時において横断歩道橋の落下等により交通障害物となることを防止するため、所管横断歩道橋について次の調査、工事を実施する。

ア. 横断歩道橋の点検調査

建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を中心として横断歩道橋の点検調査を実施する。

イ. 横断歩道橋の落下防止補強工事

上記アの調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。

(4) トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、次の調査、工事を実施する。

ア. トンネルの安全点検調査

補強等対策工事の必要箇所を把握するため、トンネルの耐震点検調査を実施する。

イ. トンネルの耐震補強工事

上記アの調査に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、補強工事を実施する。

(5) 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるようレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を分散配備、増強する。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2. 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるように考慮する。

第19節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害の拡大を防止するため、耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講ずるものとする。

1. 電力施設 [総務課]

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 電力施設の耐震性強化

災害時において電力供給ができるよう、次により施設・設備の耐震性の強化を図る。

ア. 変電設備

(ア) 機器、設備の整備点検

(イ) 碍子型機器の耐震構造化

(ウ) 保護継電装置の耐震性の強化

(エ) 土木建築物の安全性の調査、検討及び強化

- イ. 送配電設備
 - (ア) 地質に応じた基礎の採用
 - (イ) 支持物巡視点検の実施
 - (ウ) 不等沈下箇所の調査及び補強の促進
 - (エ) 橋梁並びに建物取付部における管、材料及び構造の耐震化
- (2) 電力設備の災害予防措置
 - 次の災害予防措置を講ずる。
 - ア. 水力発電設備
 - 過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。
 - イ. 送電設備
 - 架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を実施するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施し、大きな地盤移動の発生が予想される地域、軟弱地盤や液状化の可能性が大きなところはできるだけ避ける。
 - ウ. 変電設備
 - 浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずる。
 - エ. 配電設備
 - 山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。
- (3) 防災業務施設及び設備の整備
 - 次の施設及び設備を整備する。
 - ア. 観測、予報施設及び設備
 - イ. 通信連絡施設及び設備
 - ウ. 水防、消防に関する施設及び設備
 - エ. その他災害復旧用施設及び設備
- (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備
 - ア. 資機材等の確保
 - 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。
 - イ. 資機材等の輸送
 - 資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。
 - ウ. 資機材等の整備、点検
 - 資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。
 - エ. 資機材等の仮置場
 - 村は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。
- (5) 電気工作物の巡視、点検、調査等
 - 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(6) 広報活動

ア. 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ. PRの方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付する。

ウ. 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

2. ガス施設【総務課】

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) ガス施設の耐震性強化

災害時においてガス供給が円滑に行われ、また、ガスによる二次災害を防止するため、次によりガス工作物の耐震性の強化を図る。

ア. 製造設備の耐震性を維持強化する。

イ. 導管は、溶接鋼管、ポリエチレン管または可撓性のある機械的接合を用いた鋼管、ダクタイル鋳鉄管に随時移行する。

(2) ガス施設の災害予防措置

地震災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講ずる。

ア. 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ. 緊急操作設備の強化

(ア) 製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

(イ) 中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ. LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(3) 応急復旧体制の整備

ア. ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

イ. 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ. 応急復旧動員体制の整備

エ. 応急復旧用資機材の整備

オ. 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ. 保安無線通信の整備・拡充

(4) 広報活動

ア. ガス栓の閉止等、地震災害が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知

イ. ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3. 上水道施設【建設課】

水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 上水道施設の耐震性強化等

水道事業者は、災害時における断水を最小限に止めるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。

ア. 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

イ. 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ. 浄水施設及び送配水施設

(ア) ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図るとともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。

(イ) 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。

エ. 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

オ. 既存施設

既存の上水道施設については耐震性診断を行うほか、既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見した場合は敷設替え等の改良を行う。

カ. 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

(2) 施設の防災性の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(3) 防災用施設、資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、緊急時給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備充実を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(4) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4. 下水道施設【建設課】

下水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

ア. 管渠

地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

イ. ポンプ場、終末処理場

ポンプ場または終末処理場と下水道管渠の連絡箇所は、地震動により破損し易やすいため、老朽化した施設を補強するとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

(2) 施設、設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(3) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

5. 電気通信設備【総務課】

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 電気通信設備等の耐震性強化等

災害時においても通信の確保ができるよう、次により施設・設備の耐震性強化等を図る。

ア. 耐震対策

(ア) 局舎、鉄塔の耐震化

(イ) 局内設備の固定、補強等

(2) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア. 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

(3) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

ア. 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ. 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ. 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ. 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ. 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ. 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(4) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(5) 大規模災害時の通信確保対策

- ア. 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- イ. 常時、その通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ウ. 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6. 放送施設 [総務課]

放送事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 放送施設の機能確保

放送機関は、災害時における住民への情報伝達ができるよう、次によりその機能を確保する。

- ア. 送信所、スタジオの建物、構築物の耐震性の強化
- イ. 放送設備、特に放送主系統、受配電設備、非常用発電設備等の耐震化
- ウ. 放送設備等重要な設備の代替または予備の設備の設置
- エ. 火災による二次災害防止のための消防用設備等の整備
- オ. 建物、構築物、放送施設等の耐震性等についての定期的な自主点検

(2) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(3) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(4) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第20節 危険物施設等対策 [弘前消防本部]

地震災害による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設での被害を軽減するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図るものとする。

1. 現況

地域内の危険物施設等一覧は、別途作成し、関係機関と共有する。

(※次の表を防災計画と別に作成)

- (1) 危険物施設
- (2) 高圧ガス施設
- (3) 火薬類施設
- (4) 毒物・劇物施設
- (5) 放射線使用施設

2. 危険物施設

(1) 規制

消防法等の耐震基準に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ. 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ. 予防規程の作成
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

既存施設における耐震性について、立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ. 危険物施設の所有者、管理者、占有者または危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者または危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、地震時における火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 保安検査、定期点検
- ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ. 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3. 高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア. 高圧ガス施設の位置、構造及び設備
- イ. 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
- ウ. 危害予防規程の作成
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、既存施設における耐震性について、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い
- ウ. 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア. 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ. 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

ウ. 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ. 定期自主検査

ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ. 防災訓練の実施

4. 火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア. 火薬類施設の位置、構造及び設備

イ. 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任

ウ. 危害予防規程の作成

エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア. 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ. 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法

ウ. 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置

エ. 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア. 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ. 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ. 定期自主検査

ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ. 防災訓練の実施

5. 毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- ア. 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ. 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ. 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法
- イ. 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- ウ. 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ウ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ. 防災訓練の実施

6. 放射線使用施設

放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、地震災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

第 4 章

災害応急対策計画

第4章 災害応急対策計画

地震災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれのある場合において、被害の拡大を防止するために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 地震情報等の収集及び伝達

防災活動に万全を期するため、地震情報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1. 実施責任者

- (1) 村長は、法令及び本計画の定めるところにより、地震情報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害または災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を村長、消防職員、警察官または海上保安官に通報しなければならない。

2. 情報の種類と発表基準

- (1) 地震に関する情報の発表

気象庁本庁等及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。

ア. 地震情報の種類

地震情報	(ア) 震度速報 震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を発表
	(イ) 震源に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	(ロ) 震源・震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度3以上の地域名などを発表
	(ハ) 各地の震度に関する情報 発生時刻・震源の位置・地震の規模、震度1以上の地点名などを発表
	(ニ) その他の情報 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数などを発表

イ. 情報の発表基準

気象庁本庁等及び青森地方気象台は、次の場合に発表する。

- (ア) 津波警報等が発表されたとき
- (イ) 県内で震度1以上を観測したとき

3. 地震情報等の伝達

- (1) 地震情報等の伝達方法

ア. 関係機関から通報される、または全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により受信した地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。

イ. 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ. 地震情報等を受領した総務課長は、村長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ. 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

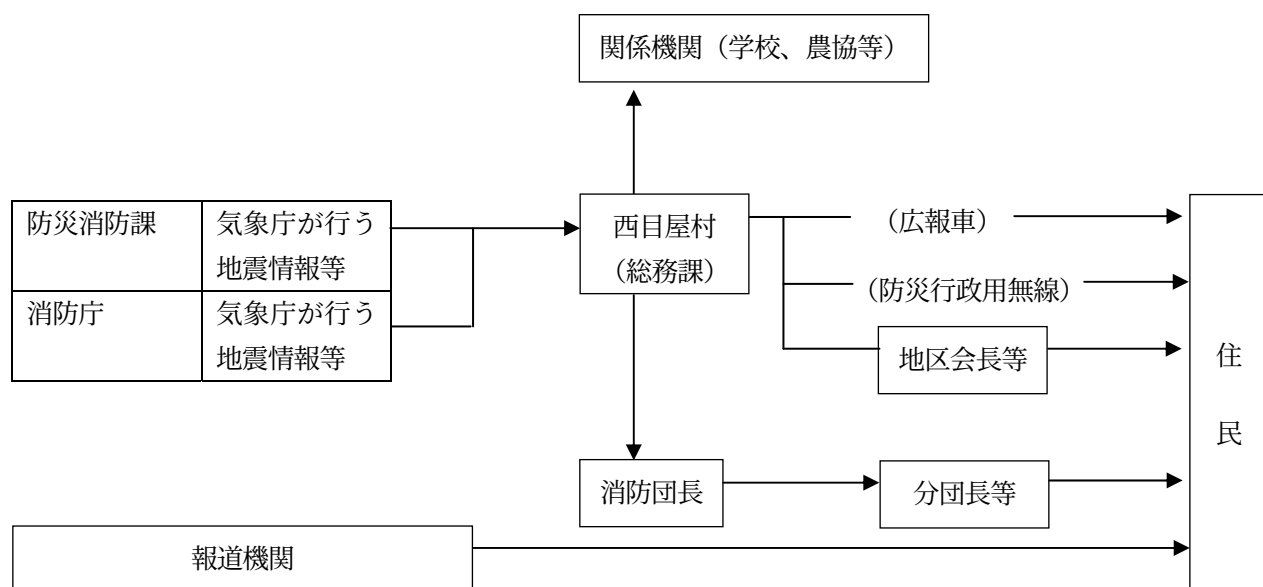
伝達 責任者	伝達先等			伝達内容
	伝達先	伝達方法		
		勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課 教育委員会	庁内放送 内線電話	関係課長へ電話（宿日直員 が受領した場合は、宿日直 員が関係課長へ電話）	地震情報等
	消防署・消防団等	電話	電話	地震情報等
建設課長	土木関係機関	電話	受領責任者へ	地震情報等
産業課長	農業関係機関	電話	受領責任者へ	地震情報等

オ. 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	全住民	広報車、防災行政無線 （J－A L E R T等を含 む。）、有線放送	地震情報等

(2) 地震情報等の伝達系統

地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(3) 震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークにより震度3以上を感知した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直職員（代行員）等が上記(1)に準じて伝達する。

(4) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、頻発地震や数日間にわたり頻繁に感じるような地震などの地象に関する事項をいう。

ア. 発見者の通報

異常現象を発見した者は、村長または警察官に通報する。

イ. 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに村長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報する。

ウ. 村長の通報

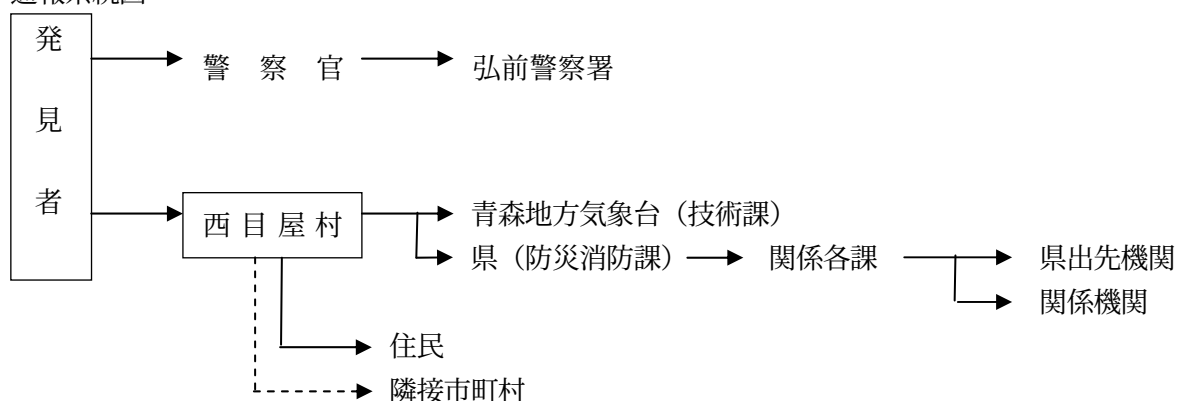
通報を受けた村長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(7) 青森地方気象台（技術課）

(イ) 県（防災消防課）

通報系統図



(4) 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡責任者	備考
弘前警察署	32-0111	警備課長	
弘前消防署目屋分署	85-3119	分署長	

4. 緊急地震速報

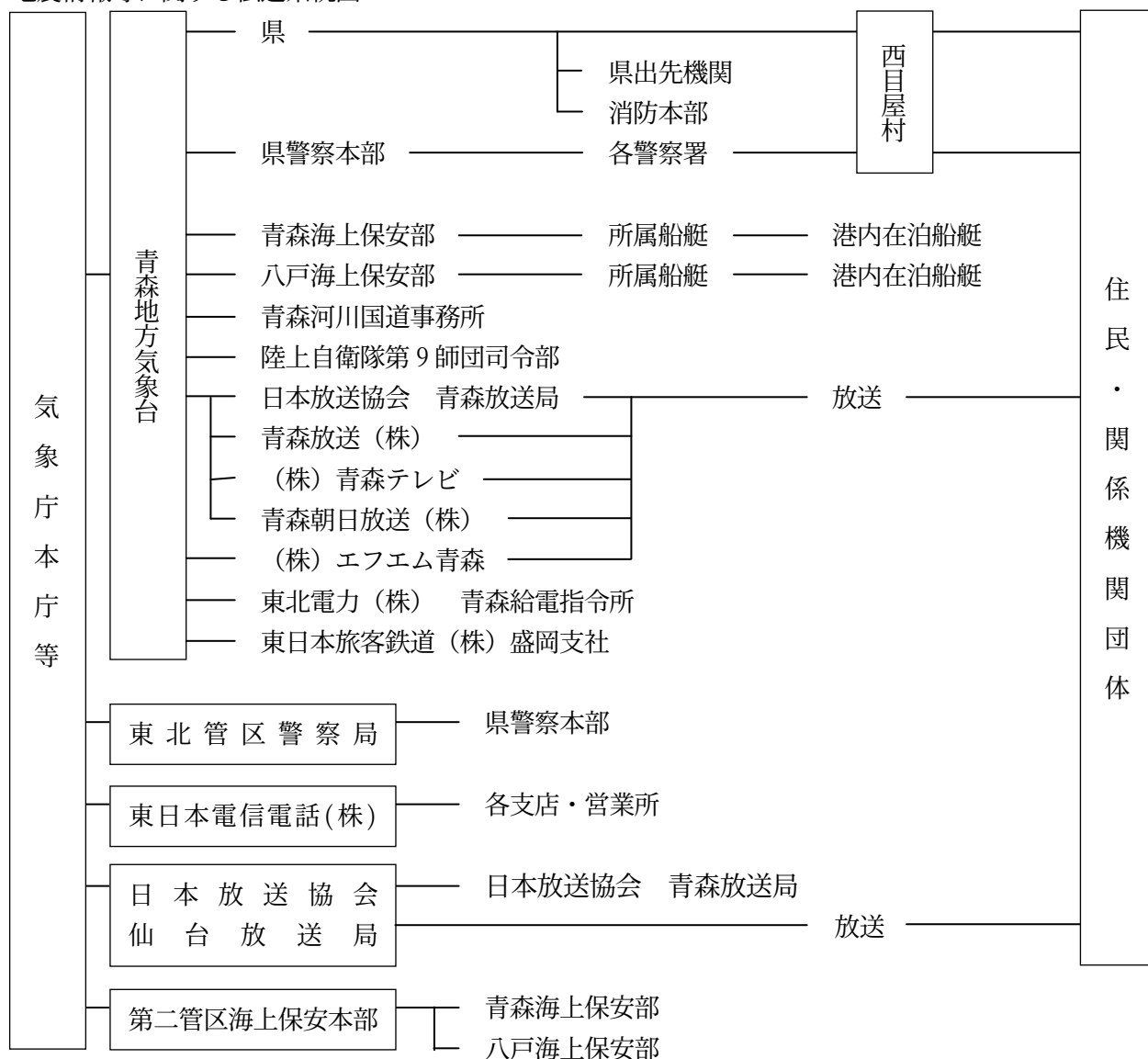
(1) 気象庁本庁は、地震等により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 村は、青森地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 村は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等により緊急地震速報を受信することとし、受信した場合、被害軽減のため住民への伝達に努める。

地震情報等に関する伝達系統図



第2節 情報収集及び被害等報告

地震の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1. 実施責任者

村長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2. 情報の収集、伝達

村長は、積極的に職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

なお、「震度5強」以上を記録した場合にあっては、被害の有無を問わず第1報を消防庁に対しても直接通報をする。

(1) 災害または災害による被害が発生するおそれがある段階

ア. 災害情報の収集

村長は、災害または災害による被害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、村職員をもって情報把握に当たらせるとともに、次の各地区ごとの情報調査連絡員から情報を収集し、その結果を県（防災消防課）に報告する。

(ア) 各地区情報調査連絡員

地区名		役職	備 考
田	代	地区会長	
杉	ヶ 沢	地区会長	
白	沢	地区会長	
大	秋	地区会長	
村	市	地区会長	
藤	川	地区会長	
居	森 平	地区会長	

(イ) 消防機関の情報収集先

署・分団名		職名	備考
弘前消防署目屋分署		分署長	
消 防 団 西 目 屋 村	本 部	団長	
	第1分団	分団長	
	第2分団	分団長	
	第3分団	分団長	

イ. 災害情報の内容

(ア) 災害による被害が発生するおそれのある場所

(イ) 既にとった措置及び今後とろうとする措置

(ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ. 村職員、弘前消防署目屋分署職員の巡視

災害または災害による被害が発生するおそれがある場合は、各担当課員・弘前消防署目屋分署職員は速やかに巡回車等により巡回する

区 分	危 険 箇 所 等	担 当 課	備考
地 震 情 報 等	河川危険箇所、土石流危険箇所、地すべり危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所、道路注意箇所	建設課	
	河川（水防）危険箇所 等	目屋分署	
	道路注意箇所、なだれ危険箇所	建設課	

エ. 災害情報の報告

村長（総務課）は、収集した情報をとりまとめ、県（防災消防課）に報告する。

(2) 災害が発生し、または被害が拡大するおそれがある段階

ア. 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、

再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査にあたって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。

総務課における調査は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当 責 任 者	協力団体名	備考
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	消防機関	
人、住家等の被害、社会福祉関係被害	住民課長 税務会計課長	地区情報調査連絡員、各施設 の長	
林業関係被害	建設課長	森林組合	
農業関係被害、商工業関係被害	産業課長	農業協同組合、商工会	

イ. 被害状況の報告等

(ア) 弘前地区消防事務組合消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災消防課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電 話		ファックス	
防災消防課	N T T回線	017-734-9088 017-734-9089		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報 ネットワーク	8-810-1-5812 8-810-1-5813		文書データ伝送	
消防庁 応急対策室		平日(9:30-17:45)	左記以外(宿直室)	平日(9:30-17:45)	左記以外(宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信 ネットワーク	(8-)048-500 -90-49013	(8-)048-500 -90-49102	(8-)048-500 -90-49033	(8-)048-500 -90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災消防課）に総合防災情報システム等により報告する。

- 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- 避難の必要の有無または避難の状況
- 住民の動向
- その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

被害調査報告分担区分

調査・報告事項	様式 番号	村における 調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主 管 課
被 害 実 態 調 査	1	税務会計課		
被 害 者 名 簿	2	総務課		
災 害 即 報、災 害 確 定 報 告	3	総務課		防災消防課
人 ・ 住 家 の 被 害	4	総務課	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室	健康福祉政策課
救 助 の 実 施 状 況	5	総務課	//	//
医 療 施 設 被 害	6	住民課	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	医療業務課
環 境 衛 生 施 設 被 害	7	建設課	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室	保健衛生課
水 稻 被 害	8,9	産業課	中南地域県民局地域農林水産部	農産園芸課
り ん ご 被 害	10	産業課	//	りんご果樹課
畑作・やさい・桑樹・花き被害	11	産業課	//	農産園芸課
果 樹 類 樹 体 被 害	12	産業課	//	りんご果樹課
農業関係（非）共同利用施設被害	13,14	産業課	//	構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課
農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品等被害	15	産業課	//	団体経営改善課
農地・農業用施設関係被害	16	建設課	//	農村整備課
林 業 関 係 被 害	17-1,2	建設課	//	林政課
商工業・観光施設施設被害	18	産業課		商工政策課
土 木 施 設 被 害	19	建設課	中南地域県民局地域整備部	河川砂防課、道路課
文 教 関 係 被 害	20	教育委員会	中南教育事務所	教育庁教育政策課
福 祉 施 設 被 害	21	住民課	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室	健康福祉政策課
そ の 他 の 公 共 施 設 被 害	22	該当各課		担当課

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア. 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4（様式編1～4ページ）により、災害状況を逐次県（防災消防課）に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(7) 被害の状況

(イ) 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況

(ウ) 避難所の設置状況

- (エ) 避難生活の状況
- (オ) 救護所の設置及び活動状況
- (カ) 傷病者の収容状況
- (キ) 観光客等の状況
- (ク) 応急給食・給水の状況
- (ケ) その他
 - a. 村外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - b. 村外の医療機関または介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
 - c. その他

イ. 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする
	重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部（全焼・全流失）が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

区 分		認 定 基 準
住家被害	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したものの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他 の 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 及 び 冠 水	田の例に準ずる。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

区 分		認 定 基 準
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。

・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3. 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。

総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災消防課）に報告する。

4. 報告の方法及び要領

(1) 方法

ア. 被害状況等の報告は、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

イ. 固定電話が途絶した場合は、防災情報ネットワークまたは警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

ウ. すべての通信設備が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等など、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア. 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

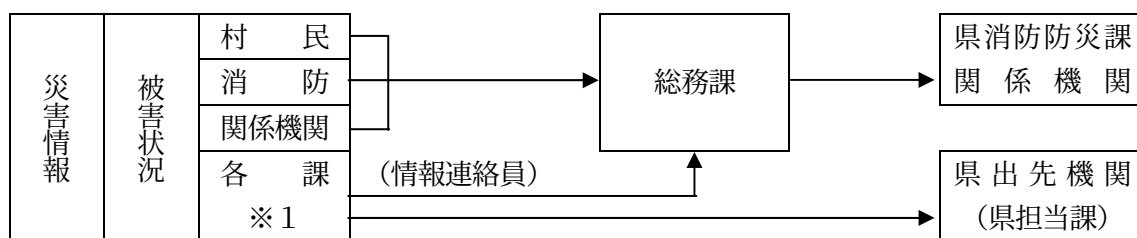
イ. 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、または特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

ウ. 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ. 県への報告に当たっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行う。

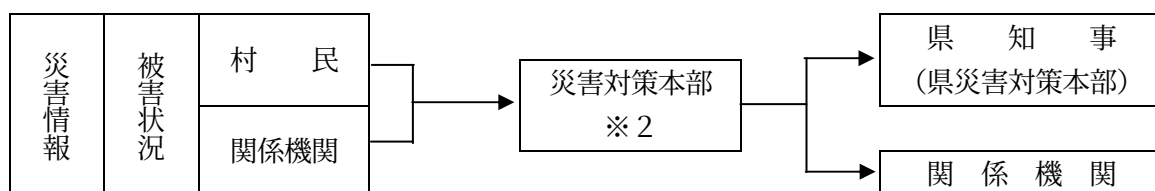
5. 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置前の情報収集、報告系統図



※1 各課の情報収集伝達は、被害調査報告分担区分による。

(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



※2 災害対策本部の各班の情報収集伝達は、被害調査報告分担区分による。

第3節 通信連絡

地震時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても、対応できる体制の整備を図る。

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 通信連絡手段

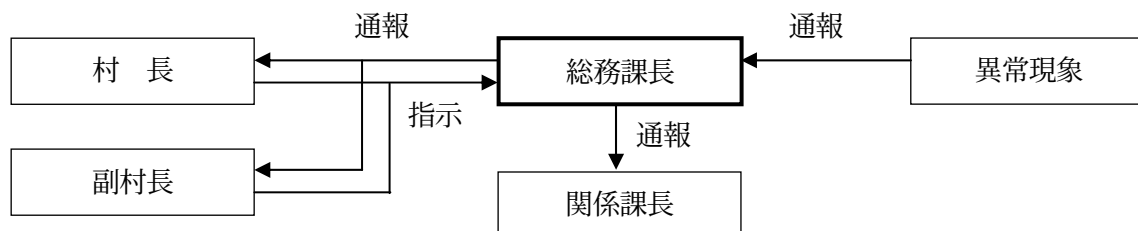
村等は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線または有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、村内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常通話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

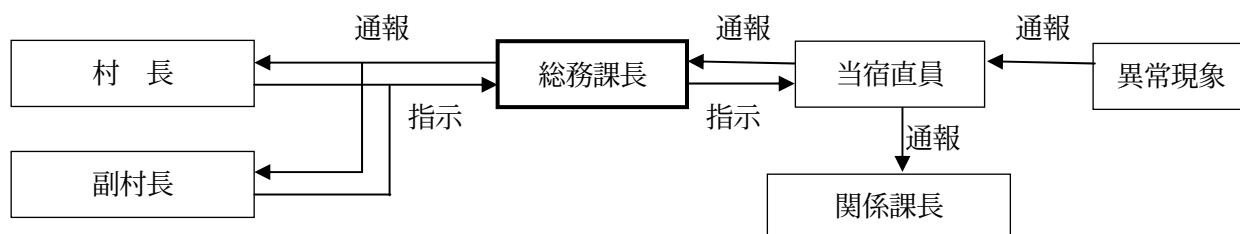
3. 連絡方法

- (1) 村は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間―休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災消防課）に報告しておく。

連絡系統図（勤務時間内）



連絡系統図（勤務時間外）



4. 通信連絡

(1) 防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア. 災害時優先電話

(ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（総務課設置）を利用して通信連絡を行う。

(イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社N T Tドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ. 非常・緊急通話及び電報

災害時において、通信設備が壊れるかまたは輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保または社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電話、電報については、それぞれ「非常または緊急通話」「非常または緊急電報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して接続または配達することとなっており、これらの非常・緊急通話（“102番”交換手扱い接続）・電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き
東日本電信 電話(株)青森 支店災害 対策室	非常通話 緊急通話	85-3040 85-3200	総務課長	・申込み受付番号は100番 ・申込み時の通告事項（通話の種類、発信機関名、発信・通信先電話番号、通話内容）
	非常電報 緊急電報		総務課長	・申込み受付番号は115番 ・「非常電報」または「緊急電報」である旨告げる。または発信紙空白に「非常」または「緊急」を朱書きする。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、または利用することが著しく困難なときは、村の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア. 村有無線設備

次の村有無線設備は、別に定める無線管理運用要綱に基づいて運用する。

無線の種類別		呼出名称	周波数及び空中線電力	台数
同報系	固定局	ぼうさいにしめやこうほう	59.99MHz 10W	46台

イ. 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合またはこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用する。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

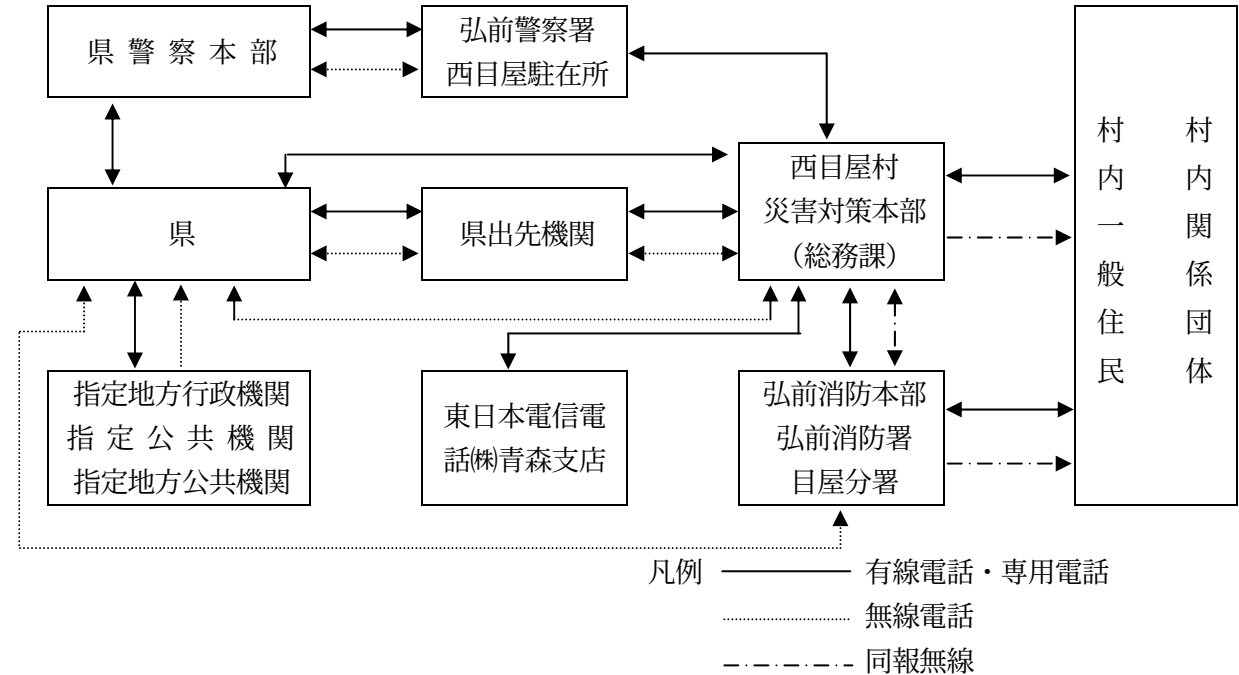
無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防無線	弘前消防署目屋分署	田代字神田56	分署長	①通常
警察無線	弘前警察署	弘前市八幡町3-3-2	警備課長	②警察 (駐在所含む)
国土交通省無線	津軽ダム工事事務所	田代字神田57	総務課長	③整備局
電力無線	東北電力(株)弘前営業所	弘前市大字本町1	総務課長	④電力

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合または緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防電話	弘前消防署目屋分署	田代字神田56	分署長	
警察電話	弘前警察署	弘前市八幡町3-3-2	警備課長	駐在所含む

5. 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

地震災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 村長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 広報担当

村長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責 任 者	広 報 先	連 絡 方 法	備考
広報広聴班長 広報広聴班員	総 務 課 長 行政経営推進係長 総 務 係 長	住 民 報 道 機 関 防 災 関 係 機 関 庁 内	広報車、防災行政無線（同報無線）、 有線放送、インターネット等 口頭、文書 有線電話、無線電話 庁内放送、庁内電話	

3. 災害広報の要領

- (1) 村長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 村の実施する広報は、広報広聴班長（総務課長）に連絡する。
- (3) 広報広聴班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集または撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア. 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ. 災害の概況
 - ウ. 地震に関する情報（余震の状況等）
 - エ. 村及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - オ. 避難の勧告、指示
 - カ. 電気、ガス、水道等供給の状況
 - キ. 防疫に関する事項
 - ク. 火災状況
 - ケ. 医療救護所の開設状況
 - コ. 給食、給水の実施状況
 - サ. 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - シ. 道路交通等に関する事項
 - ス. 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - セ. 一般的な住民生活に関する情報
 - ソ. 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
 - タ. その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
 - ア. 報道機関への発表資料は広報広聴班長が取りまとめる。
 - イ. 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。
- (6) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。

 - ア. 防災行政無線（同報無線）、有線放送等の設備による広報
 - イ. 広報車による広報
 - ウ. 報道機関による広報
 - エ. 広報紙の掲示、配布
 - オ. 避難所への職員の派遣
 - カ. その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用等

4. 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、企画観光課長は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 村長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 村長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。

また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（１７１番）の活用を住民に周知するよう努める。

5. 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難

地震災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1. 実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は村長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を村長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容（要 件）	根 拠 法
村 長	災害全般	・ 災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし村長が避難のための立退きを指示することができないと認められるときまたは村長から要求があったとき）	・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・ 災害対策基本法第60条
自 衛 官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	・ 自衛隊法第94条
知事またはその命を受けた職員 水防管理者（村長）	洪水による氾濫からの避難の指示	・ 水防法第29条
知事またはその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	・ 地すべり等防止法第25条

(2) 避難所の設置

避難所の設置は、村長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された村長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、村長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、村長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
村 長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	・ 災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般 同上的場合においても、村長もしくはその委任を受けた村の吏員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
災 害 派 遣 を 命 ぜ ら れ た 部 隊 等 の 自 衛 官	災害全般 同上的場合においても、村長等及び警察官がその場にいないとき	・ 災害対策基本法第63条
消 防 吏 員 また は 消 防 団 員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・ 消防法第28条 ・ 消防法第36条
水防団長、水防団員または 消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・ 水防法第21条

2. 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、おおむね次のとおりである

種 別	基 準
避 難 勧 告	1. 強い地震（震度4程度以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき 2. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
避 難 指 示	1. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき 2. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

3. 避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア. 避難指示等の伝達は、最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水及び高潮による避難の勧告、指示は、次の信号による。

警鐘信号	サ イ レ ン 信 号		
乱 打	約1分 〇—	約5秒 休 止	約1分 〇—

(イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

- (エ) 広報車により伝達する。
 - (オ) 情報連絡員（等）による戸別訪問、マイク等により伝達する。
 - (カ) 電話により伝達する。
- イ. 村長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

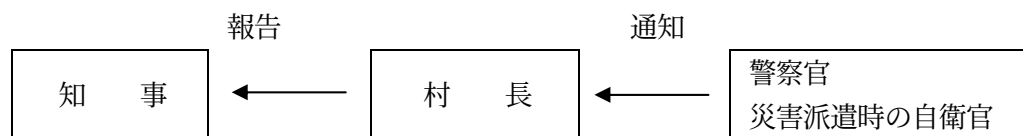
- (ア) 避難が必要である状況
- (イ) 危険区域
- (ウ) 避難対象者
- (エ) 避難路
- (オ) 避難所
- (カ) 移動方法
- (キ) 避難時の留意事項

(参考) 情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気の始末を完全にすること。
- ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。
（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む、）等）
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア. 避難の勧告または指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。



(ア) 村長が避難を勧告し、若しくは指示したときまたは他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a. 避難勧告等を発令した場合

- 災害等の規模及び状況
- 勧告・指示の別
- 避難の勧告または指示の対象日時
- 勧告または指示をした地域
- 対象世帯数及び対象人数
- 避難所開設予定箇所数

b. 避難勧告等を解除した場合

- 避難の勧告または指示を解除した日時

- (イ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を村長に通知する。
- (ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を弘前警察署長に通知する。
- (エ) 知事またはその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を弘前警察署長に通知する。

イ. 避難の勧告または指示を行ったときは、アの他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を村長に通知する。

4. 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

- ア. 避難の勧告または指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域または町会などの単位とする。
- イ. 避難の勧告または指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

- ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、災害時要援護者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。
- イ. 避難誘導員は、村職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、または避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
- エ. 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

5. 避難所の開設

村長は、避難勧告・指示等を決定したとき、または住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の収容に当たっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間等を考慮して収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に避難所を設置したり、または民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(1) 事前措置

- ア. 避難所に配置する職員については、あらかじめ村区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。
- イ. 避難所に配置する職員数は、避難所1か所当たり最低3人とし、収容状況により増員する。
- ウ. 避難所に配置する職員について、住民班（住民課）の職員のみで不足する場合には、総務班（総務課）に応援職員を要請する。

(2) 避難所の開設手続

- ア. 村長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、住民班長（住民課長）に開設命令を発する。住民班長（住民課長）は、村長からの命令に基づいて災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、村の避難対策に協力する。避難所の事前指定等については、第3章第8節避難対策による。
- イ. 村長（総務課）は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。
また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- (7) 開設した場合
 - ・避難所を開設した日時
 - ・場所（避難所名を含む。）及び箇所数
 - ・収容人数
 - ・開設期間の見込み
- (イ) 閉鎖した場合
 - ・避難所を閉鎖した日時
 - ・最大避難人数及びそれを記録した日時
- (3) 避難所に収容する者
避難所に収容する対象者は次のとおりである。
 - ア. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
 - イ. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
 - ウ. 避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 避難所における職員の任務

ア. 一般的事項

- (7) 避難所開設の掲示
- (イ) 収容者の受付及び整理
- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 避難者名簿の作成

イ. 本部への報告事項

- (7) 避難所の開設（閉鎖）報告
- (イ) 避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項

ウ. 避難所の運営管理

(7) 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 避難所の責任者及び連絡員の指定

- a. 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と収容者の保護に当たらせる。
- b. 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。
- c. 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等、及び災害時要援護者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。
また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- d. 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- e. 避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、訪問による健康相談や心のケアの実施に努める。

- f. 避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
- g. 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- h. 避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。

6. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

7. 警戒区域の設定

災害による生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、またはその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に村名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア. 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ. 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等なるべくわかりやすく周知する。

8. 孤立地区対策

村は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、村防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

9. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

10. 応援協力体制

- (1) 村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

- (2) 村は、自ら避難所の開設が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難または応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、または他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。

11. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第6節 消防

地震災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、弘前地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）が行う。

2. 出火防止・初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3. 消火活動

地震による火災は同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、消防長は消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4. 救急・救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、弘前市医師会、日本赤十字社青森県支部西目屋分区、弘前警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5. 村消防計画

震災時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等を含む具体的対策等については、村消防計画による。

6. 応援協力関係

村長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第7節 水防

地震災害において二次的に発生する洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1. 実施責任者

災害時における水防活動は、村長（西目屋村水防管理者）が行う。

2. 監視、警戒活動

地震による洪水の襲来が予想されるときは、村長（水防管理者）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水道活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、またはその区域からの退去等を指示する。

3. 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧または高位部の水路等の管理者は、地震による洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

ただし、自らの生命の安全の確保を最優先する。

4. 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

5. 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6. 村水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、村水防計画による。

7. 応援協力関係

村長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第8節 救出

地震災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を救出し、または捜索し、被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1. 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者は勿論もちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 村長（消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された村長）

災害により救出または捜索を要する事態が発生した場合は、弘前警察署その他の関係機関と連携を密にしながら救出または捜索を実施する。

2. 救出方法

(1) 陸上における救出

ア. 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。

イ. 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

ウ. 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ村長等が指示する。

エ. 救出作業に特殊機械または特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請または自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、村内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

オ. 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。

カ. 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。

キ. 消防機関は、福祉班（住民課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。

ク. 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

3. 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

(2) 災害のため生死不明の状態にある者

(3) 船舶の遭難により救出を要する場合（原則として水難救護法による。）

4. 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了する。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を発見し、または知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話	備 考
西目屋村役場	総務課	田代字稲元144	85-2111	
弘前地区消防事務組合	通信指令課	弘前市本町2-1	32-5101	119番
弘前消防署目屋分署		田代字神田56	85-3119	
弘前警察署	警備課	弘前市八幡町3-3-2	32-0111	110番
弘前警察署西目屋駐在所		田代字神田244-8	85-3110	

6. 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、村長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7. 応援協力関係

村長は、自らまたは自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施またはこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

8. その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9節 食料供給

地震災害時においてより食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者及び災害応急対策従事者等に対し、必要があるときは速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

- (1) 村長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2. 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

- ア. 炊き出し担当は住民班（住民課）とする。
- イ. 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
- ウ. 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
 - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- エ. 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の乗客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者
 - なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。
- オ. 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

ア. 主食

(ア) 米穀

(イ) 弁当等

(ウ) パン、うどん、インスタント食品等

イ. 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

供給給与栄養量は概おおむね次の数量とおりとする。

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（１歳以上、１人１日当たり）

・エネルギー 2000kcal

・たんぱく質 55g

・ビタミンB1 1.1mg、ビタミンB2 1.2mg、ビタミンC 100mg

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

実 施 場 所	炊出対象区域	炊出能力 (食)	器材等の 整備状況 (炊飯器)	炊出実施班 の編成	備考
西目屋村中央公民館	田代・杉ヶ沢	60	4	住民班及び 村連合婦人 会	
大白公民館	白沢・大秋	30	2		
村市いこいの館	村市・藤川・居森平	115	7		

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

団体名	代表者	所在地	連絡方法	備考
村連合婦人会	檜山玲子	田代字稲元143	85-2858	
村日赤奉仕団	三上桃子	田代字稲元144	85-2255	

3. 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、財政班（総務課）とする。

(2) 食料の確保

ア. 村長は、住民が各家庭や職場で、平常時から３日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ. 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。

特に粉ミルクや柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ. 流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア. 応急用米穀

村長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ. 災害救助用米穀

村長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産大臣に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

村長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア. パン、おにぎり、即席めん等の調達

村長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者または販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあせんに要請する。

イ. 副食、調味料の調達

村長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者または販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあせんに要請する。

要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて指定地方公共機関、国や協定締結事業者等に要請して調達し、村に供給する。

ウ. 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

(ア) 副食・調味料等調達先

調 達 先	所 在 地	電話番号	備考
ビーチにしめや	田代字神田219-1	85-2855	
大滝商店	村市字稲葉105-1	85-2266	

(イ) 調達、供給食料の集積場所

調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域	備考
中央公民館	田代字稲元143	村長	85-2858	鉄骨二階 3,275m ²	全 村	

4. 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア. 食料品の配分担当は福祉班（住民課）とする。

イ. 福祉班の構成は次のとおりとする。

集 積 場 所	班 長	班 員	備 考
中 央 公 民 館	1 名	2 名	

(2) 配分要領

村長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア．炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ．炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、女性団体、日赤奉仕団、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ．避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）を支給することは避ける。

エ．避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組または班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分もれまたは重複支給がないよう適切に配分する。

オ．食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5. 応援協力関係

村長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第10節 給水

地震災害による水道施設の破損または井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長）が行う。

2. 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は水道班（建設課）とする。

(2) 対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇または汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度の飲料水を供給するを確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

- ア. 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの吸水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。
- イ. 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。
- ウ. 消火栓を使用できるところでは、これを給水所とする。
- エ. 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。
- オ. 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

3. 給水資器機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

- ア. 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。
- イ. 地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

所有者 \ 種類	給 水 車 能力水量	連絡先	備考
村	1 台 2 トン	8 5 - 2 1 1 1	

4. 給水施設の応急措置

災害により給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図るものとする。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア. 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
- イ. 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の保守点検
- ウ. 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

5. 応援協力関係

- (1) 村長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 村長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含めてを要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第11節 応急住宅供給

地震災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、または応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、または被害住家を応急修理し、被災者の保護収容を図るものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長）が行う。

2. 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア. 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

イ. 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

ウ. 被災者の生業の見通しがたつ場所

(2) 供与

ア. 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ. 管理及び処分

a 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

b 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

村は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、または応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

3. 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者とする。

(2) 応急修理の方法

ア. 応急修理は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

イ. 応急修理対象は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

4. 建設補法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、土木班（建設課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、村内の次の関係業者とあらかじめ協議し、供給を要請調達する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、村内の次の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

組合等名称	所在地	電話番号	技術者等 人員数	備考
西目屋村建築業職人組合	田代字稲元144 (西目屋村商工会事務局)	85-2828	6人	

5. 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。

6. 応援協力関係

村長は、自ら応急仮設住宅の建設または住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施またはこれに要する人員及び建築資材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第12節 死体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が地震災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、死体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1. 実施責任者

(1) 災害時における死体の搜索は、警察官の協力を得て、村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長）が行う。

(2) 災害時における死体の処理は、弘前警察署の協力を得て、村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された村長）が行う。

(3) 災害時における死体の埋火葬は、村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長）が行う。

2. 死体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

ア. 行方不明の状態になってから相当の期間（発生後3日）を経過している場合

イ. 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

ウ. 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 死体の搜索の方法

死体の搜索は、警察官及び消防職団員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、死体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、死体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、死体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア. 実施責任者 イ. 死体発見者 ウ. 搜索年月日 エ. 搜索地域

オ. 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。） カ. 費用

3. 死体の処理

(1) 対象

死体の処理は、後記4の死体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 死体の処理の方法

ア. 弘前警察署は、収容した死体について検視（見分）する。

イ. 医療機関は、死体の死因その他について医学的検査をする。

ウ. 村は、死体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ. 村は、死体の身元の識別または埋火葬が行われるまでの間、大規模なイベント施設、公民館、体育館、廃校等多数死体を安置可能な場所に一時保存する。

(3) 事務処理

災害時において、死体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

ア. 実施責任者 イ. 死亡年月日 ウ. 死亡原因 エ. 死体発見場所及び日時

オ. 死亡者及び遺族の住所氏名 カ. 洗浄等の処理状況 キ. 一時収容場所及び収容期間

ク. 費用

4. 死体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア. 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

イ. 墓地または火葬場が浸水または流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ. 経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つば等が入手できないとき

エ. 埋火葬すべき遺族がいらないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

- (2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺または骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬または納骨等の役務の提供によって実施する。
- (3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂または寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。
- (4) 火葬及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

ア. 火葬場

名 称	所 在 地	管理者	電話番号	1 日処理能力	使用燃料	備考
弘前市斎場	弘前市常盤坂2-20-1	斎場長	32-0643	7 件	灯油	

イ. 埋葬予定場所

埋葬及び埋蔵予定場所は、死者の居住する地区または死体を発見した地区の共同墓地とする。

(5) 事務処理

災害時において、死体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア. 実施責任者 イ. 埋火葬年月日 ウ. 死亡者の住所、氏名

エ. 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係 オ. 埋火葬品等の支給状況 カ. 費用

5. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6. 応援協力関係

村長は、自ら死体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、死体の搜索、処理、埋火葬の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第13節 障害物除去

地震災害時により、土石、竹木等が住家またはその周辺に運ばれ、または道路等に堆積した場合に、被災者の保護、被害の拡大防止及び交通の確保のため障害物を除去するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された村長）が行う。
- (2) 道路、河川における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者が行う。

2. 障害物の除去

- (1) 住家等における障害物の除去

ア. 対象者

災害により、住家等が半壊または床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ. 障害物除去の方法

(7) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、または土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川における障害物の除去

ア. 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

イ. 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

ウ. 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

3. 除去した障害物の処理集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄または保管する。

(1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とし、その場所は次のとおりである。

集積地	所在地	電話番号	収容能力	管理者	備考
弘前地区環境整備センター	弘前市町田字筒井6-2	36-3883	246t/24h	弘前地区環境整備事務組合管理者	可燃物 不燃物

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4. 資機材等の調達

村長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

(1) 障害物の除去に必要な機械、器具資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。

(2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。

作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。

(3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

所有者	所在地	電話番号	機械器具の名称・数量	
			パワーショベル	ショベルローダー
村	田代字稲元144	85-2111	1	9

5. 応援協力関係

村長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施またはこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

地震災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失またはき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

生活必需品等の調達及び被災者に対する給（貸）与は、村長（災害救助法が適用された場合または災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合には知事または知事から委託を受けた村長）が行う。

2. 確保

- (1) 村は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 村は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄または流通備蓄に努める。
- (3) 村は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

3. 調達

(1) 調達担当

調達担当は、財政班（総務課）とする。

(2) 調達方法

村内の業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県または他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

調達先及び調達可能数量は、おおむね次のとおりとする。

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号	備考
寝 具	ブナの里白神館	田代字神田60-1	85-3011	
	グリーンパークもりのいずみ	村市字稲葉213-1	85-3113	
衣料・繊維 ・日用雑貨	ビーチにしめや	田代字神田219-1	85-2855	

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域	備考
中央公民館	田代字稲元143	村長	85-2858	鉄骨二階 3,275m ²	全 村	

4. 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア. 給（貸）与担当は、福祉班（住民課）とする。

イ. 福祉班の構成は、次のとおりとする。

管理者 1名 協力員 14名（各地区から2名を選任）

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、またはき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

ア. 寝具

イ. 外衣

ウ. 肌着

エ. 身廻品

オ. 炊事道具

カ. 食器

キ. 日用品

ク. 光熱材料

ケ. 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

(4) 配分方法

村は、避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

5. 応援協力関係

村長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施またはこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第15節 医療、助産及び保健

地震災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療または助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講ずる。

1. 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健応急措置は、関係機関の協力を得て村長（災害救助法が適用された場合、または災害が大規模かつ広域にわたる場合で、村における対応が困難であると判断される場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長）が行う。

2. 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

ア. 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ. 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

ウ. 保健の対象者

(ア) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に破綻をきたし、不健康に陥りつつある者

(イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

(ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者

(エ) 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

ア. 診療

イ. 薬剤または治療材料の支給

ウ. 処置手術その他治療及び施術

エ. 病院、診療所または介護老人保健施設への移送

オ. 看護、介護

カ. 助産（分べん介助等）

キ. 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

ク. 栄養相談指導

(3) 実施方法

ア. 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、介護を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

イ. 助産

上記アに準ずる。

ウ. 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院または診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

ア. 医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し行う。

班長（医師）	班員			計	分担区域	備考
	看護師	保健師	事務員			
1	1	2	1	5	村内全域	

(5) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておくものとする。

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況	備考
中央公民館	田代字稲元143	1,637人	鉄筋 3,275m ²	

3. 医薬品等の調達及び供給

- (1) 医薬品等の調達は、福祉班（住民課）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。

調 達 先	所 在 地	管理責任者	電話番号	備考
ファイン調剤薬局東目屋店	弘前市大字桜庭字清水流61-9	店 長	81-7711	

- (2) 医薬品等が不足する場合は、知事または隣接市町村に対し、調達あっせんを要請する。

4. 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第17節輸送対策による。

5. 医療機関等の状況

医療機関の状況は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者		自家発電の有無
				医師	看護師	
すごうクリニック	弘前市桜庭字清水流62-2	86-3005	内・外・胃腸科	1	1	無

6. 応援協力関係

村長は、村内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）を含め応援を要請する。

7. その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第16節 被災動物対策

地震災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

災害時における被災動物対策は、村や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。

2. 実施内容

(1) 避難所における動物の適正飼養

県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、村や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。

(2) 特定動物の逸走対策

県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置

県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。

3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

第17節 輸送対策

地震災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て村長が行う。

2. 実施内容

(1) 車両及び船舶等の調達

輸送対策担当は、総務班（総務課）とする。

村は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

なお、村有車両は、次のとおりである。

所属	NO	車両名	登録番号	用途
総務課	1	トヨタクラウン（村長車）	青森 300 つ 7625	普通乗用
	2	トヨタヴァンガード（防犯車）	青森 300 に 824	普通乗用
	3	トヨタノア（交通安全広報車）	青森 500 ふ 7980	普通乗用
	4	三菱シエアロスター	青森 200 は 52	自家用乗合
	5	コベルコミニホイールローダ	西目屋村あ-350	小型特殊
	6	キャタピラージャパンミニホイールローダ	西目屋村あ-401	小型特殊
	7	イズズエルフ（第1分団）	青森 88 さ 9426	消防車
	8	三菱シキャンター（第2分団）	青森 830 な 119	消防車
	9	イズズエルフ（第3分団）	青森 830 す 911	消防車
住民課	10	ヒノレインボー（福祉バス）	青森 22 や 452	自家用乗合
	11	トヨタヴォクシー（福祉送迎車）	青森 501 セ 1872	小型乗用
	12	ダイハツミラ（保健指導車）	青森 50 こ 5084	四輪乗用車
産業課	13	トヨタランドクルーザー	青森 800 さ 5058	その他特殊
	14	トヨタコルサ	青森 56 ふ 1825	小型乗用
	15	三菱（4WD）	青森 22 さ 2558	自家用乗合

所属	NO	車両名	登録番号	用途
産業課	16	ミツビシローザ（4WD）	青森 200 さ 785	自家用乗合
	17	ヒノリエッセⅡ（2WD）	青森 200 さ 789	自家用乗合
	18	ek ワゴン	青森 50 な 6844	軽自動車
	19	スバルサンバー	青森 480 え 5604	小型貨物
建設課	20	トヨタハイラックス（水道車）	青森 44 に 29	小型貨物
	21	トヨタダイナ（給水車）	青森 88 さ 8983	その他特殊
	22	ニッサンテラノ	青森 55 ま 9785	小型乗用
	23	ニッサンエクストレイル	青森 300 ひ 3289	普通乗用
	24	ミツビシキャンター	青森 11 さ 4737	普通貨物
	25	バックホー	SK200YK15756	その他大型特殊
	26	コマツショベルローダ	青森 00 る 1719	その他大型特殊
	27	ニイガタロータリ	青森 99 る 1747	その他大型特殊
	28	コマツショベルローダ	青森 00 る 3057	その他大型特殊
	29	ジンコウタイヤドーザ	青森 00 る 3288	その他大型特殊
	30	ジンコウタイヤドーザ	青森 00 る 3289	その他大型特殊
	31	カワサキタイヤドーザ	青森 000 る 609	その他大型特殊
	32	コマツタイヤドーザ	青森 000 る 836	その他大型特殊
	33	ニイガタロータリ	青森 900 る 267	その他大型特殊
	34	コベルコショベルローダ	青森 000 る 3250	その他大型特殊
	35	カワサキショベルローダ	青森 000 る 3011	その他大型特殊
	36	ニイガタロータリ	青森 99 る 872	その他大型特殊
	37	コマツショベルローダ	青森 000 る 2210	その他大型特殊
教育委員会	38	ヒノメルファ（スクールバス）	青森 200 は 86	自家用乗合
	39	ニッサンキャブオーバ（かなりあ号）	青森 200 さ 56	自家用乗合
	40	トヨタエスティマ	青森 33 す 2114	普通乗用
	41	ミツビシキャンター（給食運搬車）	青森 100 さ 4595	普通貨物

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア．被災者の避難に係る輸送
- イ．医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ．被災者の救出に係る輸送
- エ．飲料水供給に係る輸送
- オ．救援用物資の輸送
- カ．死体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場等輸送拠点を把握しておく。

ア．自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、または確保できない場合は、他市町村または県に応援を要請する。

イ．航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、または緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁または自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び機数

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 離着陸地点または目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

発着地点	所在地	面積(m ²)	周囲の状況	備考
西目屋小学校グラウンド	田代字稲元196	18,943	住宅	
アクアグリーンビレッジ ANMON駐車場	川原平字大川添417	2,000	山林	

ウ．人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の確認

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

3．応援協力関係

村長は、村内において輸送力を確保できない場合または不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援または知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

(1) 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量（重量を含む。）

(2) 輸送を必要とする区間

(3) 輸送の予定日時

(4) その他必要な事項

4．その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第18節 労務供給

地震災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 村が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委託された村長）が行う。
- (2) 村が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、村長が行う。

2. 労務の確保実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図る。

- (2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア. 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体、及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。

イ. 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の、資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

ウ. 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、村長または日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ. 日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況

村内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況は、次のとおりである。

団体名	代表責任者	住所または連絡先	電話番号	団体員数	備考
村日赤奉仕団	三上桃子	社会福祉協議会	85-2255	350	
村連合婦人会	檜山玲子	中央公民館	85-2858	170	

- (3) 労務者の雇用

ア. 労務者が行う応急対策の内容

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- (エ) 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布含む。）
- (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 死体の捜索及び処理

イ. 労務者の雇用は、原則として弘前公共職業安定所を通じて行う。

ウ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的
- (イ) 作業内容
- (ウ) 所要人員

(エ) 雇用を要する期間

(オ) 従事する地域

(カ) 輸送、宿泊等の方法

エ. 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名 称	管理者	所在地	施設概況	収容可能人員	備考
ブナの里白神館	理事長	田代字神田 6 0 - 1	ホテル	8 0	

3. 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、または緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令または協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。関係法令に基づき従事命令の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用		用
							実費弁償	損害補償	
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (村長)	災害対策基本法 第71条第1項 (「第72条第2項」)	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道事業者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその近隣の者 救助を要する者及びその近隣の者	公用令書を交付 (様式 県施行細則第9条、第11条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償	
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他の保護に関する事項	知事	災害救助法 第7条第1項	従事命令	1と同じ	公用令書を交付	県施行細則に定める額を支給		
		東北運輸局長	災害救助法 第7条第2項						
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他の災害の発生を防制し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	知事	災害救助法第8条	従事	市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者	1と同じ		市町村条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)	
		村長	災害対策基本法 第65条第1項						
		警察官 海上保安官	災害対策基本法 第65条第2項						
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項						
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ	
5	水防作業	水防管理者 水防団員 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3に同じ	

4. 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は総務班（総務課）とする。

(2) 労務配分方法

- ア. 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務班長に労務供給の要請を行う。
- イ. 総務班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5. 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

- ア. 村長は、災害応急対策または災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事または指定地方行政機関の長に応援を要請する。
- イ. 村長は、要請先に適任者がいない場合などは、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

- 村長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

6. その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第19節 防災ボランティア受入・支援対策

地震災害時において被災村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1. 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、村社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、村社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

- ア. 村災害対策本部との連絡調整を行う。
- イ. 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。
- ウ. 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- エ. 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

- オ. 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- カ. 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。
- キ. 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため村、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

2. 応援協力関係

- (1) 村は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
- (2) 村は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
- (3) 村等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第20節 防疫

地震災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 災害防疫実施要領

(1) 防疫班の編成

福祉班（住民課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり村職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班名	人員	業務内容	備 考
防疫班	3名	感染症予防のための防疫措置	・人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・班員数及び防疫資材については、次表のとおり。

区分	構 成		資機材名	備 考
	班長	班員		
1 班	1 名	2 名	散布機、石灰、クレゾール	・収容にあたっては、特別班を編成する。 ・状況に応じて共同作業を実施または中南地域県民局地域保健福祉部保健総室の指示に従う。

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第 27 条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第 14 条に定めるところに従って行う。

イ. 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ. 冠水家屋に対しては、各戸にクレゾール及び消石灰を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第 28 条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第 15 条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第 29 条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては規則第 16 条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア. 法第 31 条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ. 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ. 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア. 被災地において、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。

イ. 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア. 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに中南地域県民局

地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ. 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ. 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ. 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア. 被害状況報告書

イ. 防疫活動状況の報告

ウ. 防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ. 清潔方法及び消毒方法に関する書類

オ. ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類

カ. 生活の用に供される水の供給に関する書類

キ. 患者台帳

ク. 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあっせんを要請する。

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
つがる弘前農業協同組合目屋支店	田代字神田69-1	85-2121	

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

3. 応援協力関係

(1) 村長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 村長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

地震災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1. 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、村長が行う。

2. 応急清掃

(1) ごみの処理要領

ア. ごみの収集及び運搬

村の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

イ. ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、村等のごみ処理施設において焼却処分する。
- (イ) 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。
- (ウ) 不燃性のものは、村等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- (エ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合または焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

- (ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- (イ) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- (ウ) 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合または施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、村、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合または緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施する。

ア. ごみ処理班

班 名	責 任 者	班 員	地域分担	機械器具等	処 理 場
ごみ 処理班	住民課長	福祉班 2名 消防団 3名	村内全域	トラック	・弘前地区環境整備センター
				1台	

イ. し尿処理班

班名	責 任 者	班 員	地域分担	機械器具等	処 理 場
し 尿 処理班	住民課長	福祉班 2名 消防団 3名	村内全域	運搬車	・中央衛生センター
				1台	

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておく。

施設名	管理者	処理能力	処理方法	備考
中央衛生センター	弘前市長	220kl／日	低希釈二段活性汚泥法	

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、中南部地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談し、指導を受ける。

3. 清掃資機材の調達

清掃資機材は、村所有のもののほか、村内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

村及び業者所有の清掃資機材は次のとおりである。

名称	責任者	所在地	電話番号	機械器具類		備考
				ごみ収集 運搬車	汲取り車	
(有) 桂田美掃	桂田昭子	大秋字鶴住91	85-2788	3		

4. 応援協力関係

村長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力を要請する。

5. 環境汚染防止

村長は、工場・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第22節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止する。

1. 実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、村長が行う。

2. 応急危険度判定

村長は、建築物及び宅地の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

3. 応急危険度判定体制の確立

村長は、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録に協力する。

4. 応援協力関係

村長は、自らまたは村内の震災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

第23節 金融機関対策

地震災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

村長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2. 応援協力関係

村長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第24節 文教対策

地震災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

- (1) 村立学校等の応急の教育対策は、村長及び村教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ）が行う。

2. 実施内容

- (1) 地震情報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示
 - ア. 校長は、災害による被害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施
 - 県教育委員会、村教育委員会の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。
 - ア. 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ. 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。

(分散授業または二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。)

ウ. 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ. 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、村内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。

オ. 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、村内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

カ. 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、または授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア. 村立学校等

災害による被害の発生が予想される場合は、村教育委員会または各学校長が行う。

ただし、各学校長が行う場合は、村教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに村教育委員会に報告する。

(4) 学用品の調達及び給与

村長は、児童生徒等が学用品をそう失し、またはき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア. 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出または床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し、またはき損し、就学に支障を来した小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）

イ. 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ. 学用品の調達

村教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店または教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、関係業者等から調達するが、不可能な場合は、県教育委員会に対しあせを依頼し、確保する。

エ. 給与の方法

(ア) 村教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア. 校長及び村教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、村と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

イ. 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア. 文化財に被害が発生した場合、その所有者または管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を村教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ. 県教育委員会及び村教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

ウ. 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び村教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

3. 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

平成26年4月1日現在

学校名	所在地	教室数	応急教室数（特別教室等）	教員数		学年別児童生徒数	屋内体育施設面積	応急の教育時収容可能人員数	備考
				男	女				
西目屋小学校	田代字稲元196	7	5	4	10	1年 6人 2年 7人 3年 10人 4年 8人 5年 7人 6年 6人	733m ²	120人	
西目屋中学校	田代字稲元121-1	3	12	7	4	1年 8人 2年 8人 3年 12人	1,478m ²	240人	避難所 739人

(2) 学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設概要 (m ²)	応急の教育時 収容可能人員数	備考
中央公民館	田代字稲元143	鉄骨 3,275	500人	避難所 1,637人 物資集配所

4. 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

村教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会または県教育委員会へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

村長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の調達について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

5. その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第25節 警備対策

地震災害時におけるおいて住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持に努めるを図るために警備対策を行うものとする。

1. 実施責任者

災害時における警備対策は、弘前警察署長が、村、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2. 災害時における措置等

災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア. 弘前警察署は独自に、または自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ. 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ. 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第26節 交通対策

地震災害時におけるおいて交通の安全、交通の確保及び交通施設の保全の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等の必要措置を実施し、交通確保の万全を図るを行うものとする。

1. 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、弘前警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

2. 陸上交通に係る実施内容

- (1) 道路等の被害状況等の把握
 - ア. 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
 - イ. 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。
- (2) 道路の応急措置
 - ア. 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講ずる。
 - イ. 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
 - ウ. 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。
 - エ. 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。
- (3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議する。
- (4) 応援協力関係

村は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請する。

第27節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講ずる。

1. 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 村長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置〔東北電力(株)弘前営業所〕

ア. 体制確立

イ. 要員及び資機材等の確保

社員及び工事会社を動員するとともに、工事会社及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。

ウ. 安全広報

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(イ) 公衆事故感電防止に関する広報

公衆事故感電を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

- a. 無断昇柱、無断工事をしないこと
- b. 電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力(株)弘前営業所に通報すること
- c. 断線垂下している電線に絶対触らぬこと
- d. 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木の伐採や倒壊建造物等を除去するときは、速やかに東北電力(株)弘前営業所に連絡すること。

エ. その他必要と認める事項

(ア) 県、市町村等への協力要請

復旧仮設用地、資機材置場及び臨時駐車場の緊急確保が困難な場合は、県、近隣市町村等に協力依頼し、確保に努める。

(イ) 電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予想される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

(ウ) 二次災害の予防措置

a. 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

b. 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(2) ガス施設応急措置

ア. 体制確立

災害により施設が被害を受けた場合、または被害が発生するおそれのある場合は、村内の指定工事業者に協力を要請するものとする。

イ. 要員及び資機材等の確保

要請を受けた指定業者は、災害状況に応じて、必要な要員及び資機材の確保を図るものとする。

ウ. 安全広報

災害の規模や状況に応じ、地域住民に対し、広報車及び防災無線放送等により安全広報を行う。

(3) 上水道施設応急措置 [建設課]

ア. 体制確立

予め定められた組織体制に従うほか、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ. 要員及び資機材等の確保

災害発生時は役場に集合し、上水道施設の被害状況を把握するため、予め定める体制により、各施設の調査点検を実施するとともに、備蓄資機材を確認し、資機材が不足するときは関係業者に早急に連絡をとり、資機材の確保に努める。

ウ. 安全広報

上水道施設の利用制限の措置状況等、利用者の利便に関する事項について、村防災行政用無線や広報車により周知を図るものとする。

エ. 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、村長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(4) 下水道施設応急措置 [建設課]

ア. 体制確立

予め定められた組織体制に従うほか、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ. 要員及び資機材等の確保

災害発生時は役場に集合し、下水道施設の被害状況を把握するため、予め定める体制により、各施設の調査点検を実施するとともに、備蓄資機材を確認し、資機材が不足するときは関係業者に早急に連絡をとり、資機材の確保に努める。

ウ. 安全広報

下水道施設の利用制限の措置状況等、利用者の利便に関する事項について、村防災行政用無線や広報車により周知を図るものとする。

エ. 応急協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、村長は、自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

(5) 電気通信設備応急措置 [東日本電信電話㈱青森支店災害対策室]

ア. 体制確立

災害により、電気通信施設に被害を受け、またはそのおそれがあるときは、東日本電信電話㈱青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、災害情報連絡室または災害対策本部を設置する。

イ. 要員及び資機材等の確保

災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて要員の待機、工事用車両、資機材等の点検を行うなど、準備警戒の措置をとる。

(ア) 災害対策用資機材の点検及び出動準備

(イ) 異常輻輳に対する措置の検討

(ウ) 出勤要員の確保（呼び出し等を含む）

(エ) 食料、飲料水、燃料等の確保

ウ. 安全広報

被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、掲示、広報車、報道機関等を通じて広報を行う。

エ. 応急復旧

災害により電気通信施設に被害を受けたときは、東日本電信電話(株)青森支店で定める災害等対策実施細則に基づき、直ちに応急復旧にあたるほか、災害の規模及び状況に応じて、通信を確保するため次の措置を行う。

(ア) 特設公衆電話の設置

(イ) 非常用移動無線局装置による応急通信の確保

(ウ) 災害用伝言ダイヤルの利用開始（安否確認の録音による伝言）

オ. 非常通信、緊急通話の確保

災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、一般加入電話の利用を段階的に制限し、重要加入電話及び街頭公衆の通信を確保するが、異常輻輳状態が解消しないときは、それらに対しても段階的に利用を制限する。

カ. その他必要と認める事項

情報収集及び連絡については、電気通信施設の被害状況を把握するとともに、関係機関から道路状況等の災害情報を収集する。

(6) 放送施設応急措置【NHK、RAB、ATV、ABA】

ア. 実施責任者

日本放送協会青森放送局、青森放送(株)、(株)青森テレビ、青森朝日放送(株)

イ. 実施内容

(7) 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難になったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

a. 放送機器等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の創出継続に努める。

b. 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

c. 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

第28節 石油燃料供給対策

地震災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講ずるものとする。

1. 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、村長が県石油商業組合中弘南支部と連携して行う。

2. 実施内容

- (1) 国・県・村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 村長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合中弘南支部と調整しても調達できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第29節 危険物施設等災害応急対策

地震災害が発生し、または災害による被害が発生するおそれがある場合、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設の被害（放射性物質の大量の放出による被害を除く。）の拡大を防止し、または最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するため、次のとおり応急対策を講ずる。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

1. 実施責任者

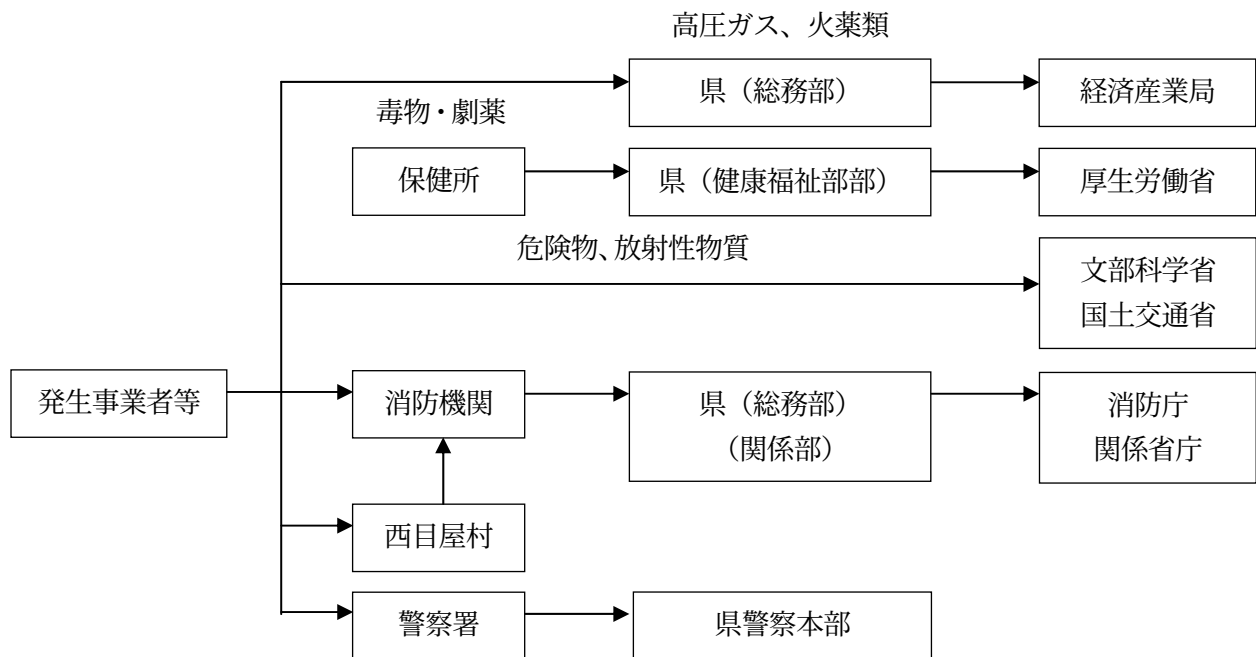
- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、村長、弘前地区消防事務組合消防本部消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質の施設の所有者、管理者または占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

2. 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合の情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く）または行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア. 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - イ. 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩えい等
- (5) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

- ア. 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講ずる。
- イ. 弘前消防署目屋分署及び弘前警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ. 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- エ. 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性または有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 村長の措置

- ア. 知事へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ. 製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、または施設の使用の停止を命ずる。
また、公共の安全の維持、または災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、またはその使用を制限する。
- ウ. 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、または自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- エ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ．火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ．さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 弘前警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、または自らその措置を講ずる。また、村（消防機関）職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨村（消防機関）へ通知する。

5．高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア．高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、または水（地）中に埋めるなどの安全措置を講ずる。

イ．知事、弘前警察署及び弘前消防署目屋分署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 村長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

6．火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設または火薬類の所有者、占有者の措置

ア．火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講ずる。

イ．知事、弘前警察署及び弘前消防署目屋分署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 村長の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

7．毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えいまたは地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講ずるとともに、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室、弘前警察署、弘前消防署目屋分署に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 村長の措置

ア. 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ. 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 弘前警察署の措置

上記4の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

8. 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射線使用施設の管理者の措置

ア. 災害の発生について速やかに文部科学省、弘前警察署、弘前消防署目屋分署に通報する。

イ. 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講ずる。

ウ. 被害拡大防止等の措置を講ずる。

エ. 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう、必要な措置を講ずる。

(2) 村長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに県知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止措置を講ずる。

(3) 弘前警察署の措置

村長や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講ずる。

第30節 相互応援協定等に基づく広域応援協力

地震等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講ずるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1. 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、村長が行う。

2. 応援の要請等

(1) 村長は、村内において大規模災害が発生し、村独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

ア. 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村へ応援を要請する。

イ. 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。

ウ. 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 村長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

- (3) 村長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点等他の市町村等の応援の受入れ体制を確立しておく。
- (4) 村長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長または指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、または労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずるものとする。

(5) 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
消防相互応援協定 (村単独)	昭和30年7月27日	弘前市	火災、水災、その他
青森県消防相互応援協定	平成5年2月25日	青森県内40市町村 13一部事務組合	災害、火災、救助活動
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	平成18年9月29日	青森県内40市町村	災害
災害時の医療救護活動に関する協定	平成6年4月1日	社団法人弘前市医師会	医療救護
水道災害相互応援協定	昭和44年4月1日	青森県及び67市町村	災害

3. 防災関係機関等の応援協力

- (1) 村長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等との体制強化のため協定締結の推進を図る。
- (2) 防災関係機関、関連事業者等の連絡責任者は次のとおりである。

機 関 名	担 当 課	電話番号	連絡責任者
弘前警察署	警備課	32-0111	警備課長
弘前消防署目屋分署		85-3119	分署長
目屋郵便局		85-3050	局長
つがる弘前農業協同組合目屋支店	総務課	85-2121	総務課長
西目屋村社会福祉協議会	事務局	85-2255	事務局長
西目屋村商工会	事務局	85-2828	事務局長
目屋土地改良区		85-2023	事務担当
西目屋村連合婦人会	教育委員会	85-2858	会長
日赤奉仕団西目屋支部	社会福祉協議会	85-2255	支部長
東北地方整備局津軽ダム工事事務所	総務課	85-3005	総務課長
目屋ダム管理所		85-2212	所長
津軽森林管理署田代森林事務所		85-2002	森林官
特別養護老人ホーム白神荘		85-3123	園長
青森地方気象台	防災業務課	017-741-7413	防災業務課長
中南地域県民局地域整備部	企画整備課	36-9700	次長（企画整備課長）
中南地域県民局地域健康福祉部	保健総室	33-8521	保健総室長
中南地域県民局地域農林水産部	水理防災課	33-6056	水理防災課長
弘前県税事務所	総務課	32-4341	総務課長

機 関 名	担 当 課	電話番号	連絡責任者
中南教育事務所	総務課	32-1131	総務課長
東北農政局青森農政事務所	地域第一課	017-775-2151	地域第一課長
弘前公共職業安定所	庶務課	38-8609	庶務課長
弘前労働基準監督署	第 1 課	33-6411	第 1 課長
陸上自衛隊弘前駐屯部隊	第 3 課	87-2111	第 3 課長
東日本電信電話(株)青森支店	災害対策室	017-774-9181	災害対策室長
東北電力(株)弘前営業所	総務課	32-0238	総務課長
日本放送協会弘前支局	報道室	32-5411	報道室長
青森放送(株)弘前支社	報道部	32-6131	報道部長
(株)青森テレビ弘前支社	報道部	34-4101	報道部長
青森朝日放送(株)放送センター	報道制作局	017-762-1111	報道制作局長
弘南バス(株)	総務部	32-2241	総務部長

第 3 1 節 自衛隊災害派遣要請

地震災害に際し、人命または財産の保護のため、に特に必要と認められる場合におけるは、自衛隊法第 8 3 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣のを要請に関し定めするものとする。

1. 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、村長が行う。

2. 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 被害状況の把握
- イ. 避難の援助
- ウ. 遭難者等の捜索救助
- エ. 水防活動
- オ. 消防活動
- カ. 道路または水路の啓開、障害物の除去
- キ. 応急医療、救護及び防疫
- ク. 人員及び物資の緊急輸送
- ケ. 炊飯及び給水
- コ. 救援物資の無償貸付、譲与
- サ. 危険物の保安または除去
- シ. その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3. 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

村長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

ア. 災害全般 知事

イ. 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（弘前駐屯地）の長等に通報する。

また、村長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

派遣要請先

弘前市 上自衛隊弘前駐屯部隊地司令 0172-87-2111

(2) 村長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア. 村長は、村の地域に係る災害が発生し、またはまさに災害による被害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ. 村長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び村の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ. 派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4. 派遣部隊の受け入れ体制の整備

村長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認

(2) 派遣部隊との連絡責任者の決定

(3) 宿舎または宿营地及び宿営に関する物資の準備

(4) 使用資機材等の準備

(5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア. ヘリコプター離着陸場所

施設名	所在地	面積（㎡）	周囲の状況	備考
西目屋小学校グラウンド	田代字稲元196	18,943	住宅	
アクアグリーンビレッジ ANMON駐車場	川原平字大川添417	2,000	山林	

イ. 車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	電話番号
西目屋小学校	田代字稲元196	村長	300台	85-2325
中央公民館	田代字稲元143	村長	50台	85-2858

(6) その他必要な事項

5. 派遣部隊の撤収

村長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6. 経費の負担

村長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

7. その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、村長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

別紙様式

第 年 月 日 号

青森県知事

殿

西目屋村長

印

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災 害 の 種 類	洪水、地震、火災、その他
2	要 請 の 目 的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派 遣 を 希 望 す る 区 域	地区
4	派 遣 を 必 要 と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被 害 状 況	
6	派遣を希望する人員及び機器の概数（車両、船舶、航空機等）	
7	派 遣 先 の 責 任 者	
8 そ の 他	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食 料	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

第3 2節 県防災ヘリコプター運航要請

地震災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

1. 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、村長及び弘前地区消防事務組合消防長が行うものとする。

2. 運航要請の要件

- (1) 公 共 性 災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
- (2) 緊 急 性 差し迫った必要性があること
- (3) 非代替性 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

3. 活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - 被害状況の偵察、情報収集等
 - 救援物資、人員等の搬送
 - 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等
- (2) 火災防御活動
 - 林野火災における空中消火
 - 偵察、情報収集
 - 消防隊員、資機材等の搬送等
- (3) 救助活動
 - 中高層建築物等の火災における救助等の活動
 - 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
 - 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
- (4) 救急活動
 - 交通遠隔地からの傷病者搬送等

4. 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

5. 受入態勢

村長または弘前地区消防事務組合消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

様式第 1 号

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1	要請市町村等名	TEL	発信者
2	災害の種別	行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他（ ）	
3	要請の内容	搜索・救助・空中消火・傷病者搬送・偵察・広報・撮影・輸送・その他（ ）	
4	消防覚知日時	平成 年 月 日（ ）	時 分
5	県への要請日時	平成 年 月 日（ ）	時 分
6	発生場所	西目屋村大字 字 番地 (目標)	(離着陸場所)
7	要救助者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H 年 月 日生) 住所 TEL 職業	
	要救助者に係る 特記事項		
8	災害の概況（事故等の状況、地上の搜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。） ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		
9	現場指揮者	所属・職・氏名	
10	現場との連絡手段	無線等種別 携帯電話等 コールサイン等	

11 傷病者輸送等の場合	傷病者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H 年 月 日生)			
	傷病名・症状・ 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者(医師名)等	住所	TEL	職業	
12 気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 °C 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)				
13 必要資機材					
14 その他必要な事項					
地 図 (目標物が明確な大きめの図面を添付すること)					

※以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	平成 年 月 日 () 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 士L (ドラム缶 本)

特 記 事 項	
---------	--

第 5 章

災害復旧対策計画

第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1. 災害復旧手続体制の確立

- (1) 村長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議のうえ、迅速、適切な災害復旧対応をする。
 - ア. 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
 - イ. 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること
 - ウ. 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと
 - エ. 査定を受けるための体制を確立しておくこと
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。

2. 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア. 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- イ. 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ. 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないよう考慮し、改良復旧を加味した諸工法について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事または助成工事等により、極力改良復旧が実施できるよう提案する。
- エ. 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。
- オ. 査定に欠格、失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、村単独災として実施する。

カ. 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は、一次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア. 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

（ア）河川災害復旧事業

（イ）砂防設備災害復旧事業

（ウ）林地荒廃防止施設災害復旧事業

（エ）地すべり防止施設災害復旧事業

（オ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

（カ）道路災害復旧事業

（キ）下水道災害復旧事業

（ク）公園災害復旧事業

イ. 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ. 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ. 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）

オ. その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

3. 災害復旧資金の確保（県総務部、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県または東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

ア. 災害復旧経費の資金需要額を把握する。

イ. 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。

ウ. 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。

エ. 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア. 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携のうえ、県、村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ. 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ. 災害つなぎ資金の融通

県、村に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4. 計画的な復興

大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、またはさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討したうえ、計画的復興を行う場合は次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

ア. 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。

イ. 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

ウ. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア. 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ. 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ. 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講ずるよう県に働きかけるものとする。

1. 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2. 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講ずるものとする。

1. 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害のため、勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり

必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害により転職または一時的に就職を希望している者または被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2. 租税の徴収猶予、減免（税務会計課）

国、県及び村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付または納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

3. 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講ずる。

4. 生業資金の確保（住民課、県健康福祉部、県・村社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：村社会福祉協議会

(2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申込先：住民課、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：村

申込先：住民課

5. 生活再建の支援（国、県、村）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

6．義援物資、義援金の受入れ（県健康福祉部、村）

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、村が被災者に配分する。また、村で受け入れた義援金は適切に保管し、村配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7．住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、村）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金または補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び村は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

村は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

8．生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

9．農業災害補償（県農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務が迅速かつ適正に行われるよう指導する。

10．罹災証明の交付体制の確立（税務会計課）

罹災証明の交付体制を確立し、迅速な罹災証明の交付を行う。

11．被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空家等への特定入居を行う。

12．地震保険の活用（総務課）

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公共性の高い保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

13．援助、助成措置の広報等（県関係部局、総務課）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。